

平成 1 8 年各会計定例監査
(平成 1 7 年度執行分)報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成18年各会計定例監査（平成17年度執行分）の結果に関する報告を
次のとおり提出する。

平成18年9月15日

東京都監査委員	樺	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

目 次

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果（各局別）	1 2
財 務 局	1 2
主 税 局	1 3
都 市 整 備 局	1 7
環 境 局	2 0
福 祉 保 健 局	2 3
病 院 経 営 本 部	3 1
産 業 労 働 局	3 7
中 央 卸 売 市 場	3 9
建 設 局	4 5
港 湾 局	5 0
東 京 消 防 庁	5 1
交 通 局	5 2
水 道 局	5 5
下 水 道 局	5 7
教 育 庁	5 9
警 視 庁	6 3
< 別表 1 > 実地監査期間一覧	6 5
< 別表 2 > 監査実施箇所一覧	6 6

1 監査の概要

1 監査の目的

定例監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、都の事務や事業が、法令等に則って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどについて実施する監査である。

2 監査期間

平成18年1月12日（木）から同年9月8日（金）まで
（詳細は、別表1「実地監査期間一覧」（p.65）のとおり）

3 監査対象局

監査対象局は、知事部局、公営企業局、行政委員会事務局等の全27局であり、監査実施状況は表1のとおりである。

（表1）監査実施状況

区 分	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実 施 率
本 庁	131部	131部	100%
事 業 所	802所	350所	44%
計	933	481	52%

なお、実地監査を行った本庁及び事業所は、別表2「監査実施箇所一覧」（p.66）のとおりである。

4 監査対象範囲

平成17年度の各局等における予算の執行、財産の管理等を対象に実施した。

5 監査の観点

合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を行った。

- ・合規性の観点 ... 法令等に従って行われているか
- ・経済性の観点 ... ムダな経費をかけていないか
- ・効率性の観点 ... より成果のあがる方法はないか
- ・有効性の観点 ... 目的にかなっているか

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものが認められたので、表2のとおり、17局に対し、47件の指摘及び3件の意見・要望を行った。詳細は「第2 監査の結果(各局別)」のとおりである。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、平成17年度の都の事務や事業は、概ね適正に行われている。

なお、表3に掲げる局については、特に指摘する事項等はなかった。

(表2) 局別指摘事項等一覧

(単位:件)

	指 摘 事 項			計	意見・要望 事項	掲載 ページ
	歳 入 (収入)	歳 出 (支出)	その他			
財 務 局			1 (1)	1 (1)		1 2
主 税 局	4 (1)	1		5 (1)		1 3
都 市 整 備 局		2		2		1 7
環 境 局		1		1	2	2 0
福 祉 保 健 局	5 (5)	3		8 (5)	1 (1)	2 3
病 院 経 営 本 部	3 (3)	2		5 (3)		3 1
産 業 労 働 局		1	1 (1)	2 (1)		3 7
中 央 卸 売 市 場	1	2 (1)	2 (1)	5 (2)		3 9
建 設 局	4 (3)			4 (3)		4 5
港 湾 局			1	1		5 0
出 納 長 室					1 (1)	3 0
東 京 消 防 庁			1 (1)	1 (1)		5 1
交 通 局	3 (1)			3 (1)		5 2
水 道 局	1	1		2		5 5
下 水 道 局		2		2		5 7
教 育 庁		3		3		5 9
警 視 庁			2	2		6 3
合 計	2 1 (13)	1 8 (1)	8 (4)	4 7 (18)	3 (2)	

- (注) 1 指摘事項 ... 是正・改善を求めるもの
 意見・要望事項 ... 改善について検討を求めるもの
 2 意見・要望事項の合計は、対象局に重複があるため一致しない。
 3 ()書きは、後述する局別重点監査事業(事項)及び重点監査事項「収入未済(未収)金」に係るものであり、内数である。

(表3) 指摘事項及び意見・要望事項のない局

知事本局、青少年・治安対策本部、総務局、生活文化局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

(2) 主な指摘事項及び意見・要望事項 (要旨)

指摘事項

未利用地を速やかに引き継ぐべきもの

[財務局] 局別重点監査事業 (事項) (p . 1 2)

建設局では、未利用地を平成 1 4 年度に財務局に引き継ごうとしたところ、財務局から「活用案を検討中」のため引き続き建設局で所管するよう指示され、未利用のまま管理を続けている。

ところで、平成 1 5 年度に策定された「第二次財産利活用総合計画」によれば、各局が事業を行っていく上で必要となる土地建物は、極力、既存の保有資産の中から転活用していくとしている。

財務局は、各局の需要と供給の両面を適切に把握し、全庁的視点からの調整と活用を進めていく必要があるにもかかわらず、当該用地を行政財産として未利用な状態のまま 3 年間も放置している。 [有効性]

土地の用途に応じ課税を適正に行うべきもの

[主税局] (p . 1 3)

局は、高架道路下の土地について、当該土地を積極的に道路以外の用途に供している場合には、固定資産税・都市計画税を非課税としないこととしている (主税局長通達)。

ところで、文京都税事務所管内における、首都高速道路の高架下の土地について見たところ、土地の一部が駐車場等として使用されているにもかかわらず非課税としており、固定資産税・都市計画税 1 2 9 万 9 , 3 0 0 円が課税漏れとなっている。 [合規性]

債権の徴収事務を適正に行うべきもの

[福祉保健局] 重点監査事項 (p . 2 3)

福祉保健局における負担金、貸付金償還金、使用料などの多数の債権に多額の収入未済金が生じている。

滞納している債権を回収するためには、滞納者に対し、適時に適切な徴収事務を行う必要があるが、局における収入未済金の徴収事務について見ると、督促を実施していない部所があるほか、催告書や電話による催告を行っていない事業所があること、滞納者の状況調査を全く行っていないなど、適正でない事務処理が多数見受けられた。

このことから、局として債権管理にかかる規定を定め、また、標準的に行うべき徴収事務について事務処理マニュアルを作成する必要がある。 [法規性]

診療報酬の請求を適切に行うべきもの

[病院経営本部] 局別重点監査事業(事項)(p . 3 1)

都立病院の診療報酬の請求について見たところ、次のとおり不適切な事務処理が認められた。

ア 清瀬小児病院では、必要とされる症状について担当医師がレセプトに詳記していないことから、3,078万円の診療報酬が未請求となっている。

イ 松沢病院では、生活保護の医療扶助を受ける患者について、福祉事務所に医療要否意見書を提出していないため、福祉事務所が医療券(生活保護法による医療扶助を受ける資格があることを証明する書類)を発行できないものがあり、診療報酬323万円が未請求となっている。 [法規性]

特別管理産業廃棄物の処理委託契約を適正に行うべきもの

[産業労働局] (p . 3 7)

足立技術専門校は、特別管理産業廃棄物(シンナー等)の収集運搬処理委託契約を締結しているが、その契約内容を見たところ次のような問題点が認められた。

ア 委託した事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬業の許可のみで処分業の許可は受けておらず、処分については他の許可業者に再委託している。

イ 廃棄物の積み出し場所と積み下ろし場所が異なる都道府県の場合は、それぞれの許可証を確認する必要があるが、積み出し場所である東京都の許可証しか確認せずに契約を締結している。 [法規性]

車両置場使用料の徴収を適正に行うべきもの

[中央卸売市場] (p . 3 9)

市場が事業者団体に対して使用許可している駐車場の使用料は、市場が定めた要領により、「利用者中に占める買出人等の割合が70%を超える車両置場」には割安な料金基準が適用される。

ところで、築地市場がAに対して、買出人等の車両置場として使用許可している駐車場の利用状況は、要領で定めた適用基準を満たしていないにもかかわらず、買出人等の車両置場使用料を適用しているため、本来適用すべき使用料との差額約2,055万円(年額)が収入不足となっている。 [合規性]

電線共同溝整備に係る手続を適正に行うべきもの

[建設局] 重点監査事項 (p . 4 9)

局は、道路管理者として、電線共同溝の占用予定者の意見を聞いて共同溝の工事ごとに整備計画を定めて建設を行い、電線共同溝の占用予定者は、整備計画に応じて道路管理者が定める額の建設負担金を納付しなければならない(電線共同溝の整備等に関する特別措置法等)。

ところで、第二建設事務所では、5件の共同溝工事が完了し、数ヶ月経過しているにもかかわらず、整備計画を定めていないことから、共同溝の占用予定者が負担すべき建設負担金(1,570万円)について徴収できない状況となっている。 [合規性]

事故賠償金に係る債権管理を適正に行うべきもの

[交通局] 重点監査事項 (p . 5 2)

事故賠償金の債権管理について見たところ、次のような問題点が認められた。
ア 電車部では、事故賠償金に係る滞納額等(約169万円)が未収金に計上されておらず、簿外の管理となっており、会計処理が適正に行われていない。
イ 自動車部は、損害賠償を請求すべき案件について営業所が適切な交渉を行っていないことを把握できたにもかかわらず、事務処理を適切に行うよう指導していない。 [合規性]

公園占用許可申請に際し、減免申請を適切に行うべきもの

[水道局](p . 5 6)

南部第一支所は、大田区内において、区立公園の敷地を占用して配水管、立坑等の水道施設を設置する場合、区から公園敷地の占用許可を受けるとともに、申請により占用料の全額免除を受けている。

ところが、大田区内の一部の公園については、水道施設の減免申請が提出されておらず、約200万円(累計)の占用料を支出していることが認められた。

[経済性]

契約に係る予定単価の積算を適切に行うべきもの

[下水道局](p . 5 8)

業務部では、動力式井戸揚水能力測定作業委託について、特命随意による契約により締結している(予定総額10,437,000円)が、この単価の積算について見たところ、事業者から徴取した下見積りに示された単価を検証せずにそのまま設計単価としていること、積算に用いられている人件費(3,210円)は、局の積算基準における労務単価を用いて試算した場合の額(2,440円)を上回るものとなっていることが認められた。

[経済性]

(3) 重点監査事業(事項)

監査を効率的、効果的に実施するため、局別に重点監査事業(事項)を設定するとともに、各局共通の重点監査事項として「収入未済(未収)金」を設定して実施した。

ア 局別重点監査事業(事項)

局別重点監査事業(事項)は、これまでの監査実施結果を踏まえ、指摘等が多く見られた事業や課題となっている事業等を中心に、局ごとに設定して重点的に検証した(表4)。その結果、6事業(事項)について、9件の指摘を行った。

(表4) 局別重点監査事業(事項)

局名	事業(事項)名	指摘件数	掲載ページ
知事本局	各種の調査委託		
青少年・治安対策本部	防犯設備の整備状況		
総務局	都庁舎内の利用管理		
財務局	普通財産(土地・建物)の管理及び処分	1	12
主税局	固定資産税・都市計画税における減免事務	1	13
生活文化局	国際交流に関する各種事業		
都市整備局	不動産取引に対する施策等		
環境局	都庁における温室効果ガス排出量削減対策		
福祉保健局	保険診療請求		
病院経営本部	診療報酬の請求事務	3	31~33
産業労働局	職場の安全管理	1	37
中央卸売市場	廃棄物の処理対策	2	39,43
建設局	河川区域の放置船舶対策		
港湾局	港湾区域における放置船舶対策		
東京消防庁	重要物品の管理	1	50
交通局	広告事業		
水道局	協定の締結状況		
下水道局	水再生センターにおける維持管理		
教育庁	都立高等学校授業料の債権管理		
警視庁	被服等の管理		
合計		9	

注1 ゴシック体で表記した局及び事業(事項)が、指摘又は意見・要望を行ったものである。

2 出納長室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び議会局については、局別重点監査事項は設定していない。

イ 重点監査事項「収入未済（未収）金」

平成16年度決算の審査において、一般会計における収入未済額が依然として多額であり、取組状況を再度検証する必要があるため、「収入未済（未収）金」を重点監査事項として設定した。

（ア）主な着眼点

収入未済額の計上などの調定事務は適切に行われているか、未納者の状況把握や督促等の債権回収事務は適切に行われているか、などの着眼点を設定して監査を実施した。

（イ）収入未済（未収）金の状況

一般会計の収入未済額の推移は、表5のとおりである。また、平成17年度末における収入未済の状況を会計別に見ると、表6及び表7のとおりであり、局別に見ると、表8のとおりである。

一般会計の収入未済額は、年々減少しているものの、平成17年度末で1,194億余円と依然として多額となっている。

（ウ）監査の結果

収入未済金の内訳を見ると、表6及び表7のとおり、大部分が一般会計によるものであり、その中でも、表5のとおり、都税がその大部分を占めている。

都税については、主税局が滞納整理を強化したことから、滞納額は経年的に減少している。

都税以外の収入未済額についても、全体的には減少傾向にある。これは、各局における独自の取組として、納付計画等の情報を一元化して債権管理の強化を図ったもの、オンラインで各事業所を結び督促等の事務を速やかに行えるようにしたもの、回収困難な債権を債権回収専門会社に委託したことなどによるものである。

さらに、各局は、主税局に設置された滞納整理の専管組織と連携し、債権回収に取り組んでおり、一定の成果を挙げている。

しかしながら、一部の局において、不適正な事務処理のほか、債権管理にかかる規定やマニュアルを定めておらず、適切な徴収事務が行われていないもの、情報管理システムを再構築するに当たり徴収事務の効率性向上への配慮を欠いたものなどが認められたことから、表9のとおり、計10件の指摘及び意見・要望を行った。

多額の収入未済額や未収金の発生は、負担の公平を欠くとともに、都政に対する信頼を損うこととなる。

各局においては、収入未済の重要性を改めて認識し、適切な債権管理を徹底するとともに、未納者への法的措置も含め、債権回収に一層積極的に取り組み、収入未済額及び未収金の縮減を進められたい。

(表5) 収入未済額(一般会計)の推移

(単位:百万円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
都 税	177,608	156,360	137,182	115,500	104,323
都 税 以 外	20,040	15,053	16,347	15,972	15,077
合 計	197,648	171,413	153,530	131,473	119,400

(表6) 会計別収入未済状況(出納長所属各会計)(単位:百万円)

局 名	収入未済額
一般会計	119,400
小笠原諸島生活再建資金会計	84
母子福祉貸付金会計	4,988
心身障害者扶養年金会計	18
中小企業設備導入等資金会計	1,014
農業改良資金助成会計	5
林業・木材産業改善資金助成会計	8
都営住宅等事業会計	3,637
都営住宅等保証金会計	1
多摩ニュータウン事業会計	30
市街地再開発事業会計	877
合 計	130,066

(表7) 会計別未収状況(公営企業各会計)

(単位:百万円)

会 計 名	未 収 金
病院会計	4,467
中央卸売市場会計	33
都市再開発事業会計	15
臨海地域開発事業会計	646
港湾事業会計	13
交通事業会計	22
高速電車事業会計	133
水道事業会計	4,368
工業用水道事業会計	36
下水道事業会計	3,748
合 計	13,486

未収金欄の数値は、平成17年度末において未収金として計上されたもののうち、平成18年5月末現在未収入のものを掲出しており、一部期限未到来のものを含む。(監査事務局調べ)

(表8) 局別収入未済(未収)状況

(単位:百万円)

局名	収入未済(未収)額()	主な内容
知事本局	0	-
総務局	127	小笠原諸島生活再建資金貸付金ほか
財務局	31	地所賃貸料ほか
主税局	108,927	都税ほか
生活文化局	786	育英資金貸付金ほか
都市整備局	5,191	都営住宅使用料ほか
環境局	261	公害防止資金貸付金ほか
福祉保健局	7,736	母子福祉資金貸付金ほか
病院経営本部	4,467	患者個人負担分の診療報酬ほか
産業労働局	3,528	世界都市博中止に伴う融資損失補償回収金ほか
中央卸売市場	32	市場使用料ほか
建設局	1,975	公共事業の施行に伴う移転資金貸付金ほか
港湾局	692	埋立事業負担金ほか
東京消防庁	0	-
交通局	156	損害賠償金ほか
水道局	4,405	水道料金ほか
下水道局	3,748	下水道料金ほか
教育庁	111	損害賠償金ほか
警視庁	1,369	損害賠償金ほか
合計	143,553	

知事本部及び東京消防庁については、金額が100万円に満たないため、「0」として表示している。

(注)表5から表8までの数値は、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

(表9) 収入未済(未収)金に関する指摘及び意見・要望事項一覧

指摘の観点	局名	区分	件数	掲載ページ
調定事務に関するもの	福祉保健局	指摘	1	23
	福祉保健局・ 出納長室	意見・要望	1	30
	建設局	指摘	2	46, 49
債権回収事務に関するもの	福祉保健局	指摘	4	23, 26, 27
	建設局	指摘	1	45
	交通局	指摘	1	52
指摘及び意見・要望事項合計			10	

(4) 事務処理のチェック体制

今回の指摘及び意見要望事項について、「5 監査の観点」で示した4つの観点（法規性、経済性、効率性及び有効性）から分類したところ、法規性の観点（法令等に従って行われているか）からの指摘が7割と多かった。

この法規性の観点からの指摘について、チェック体制（事務処理をチェックする組織的な仕組み）の観点から整理したところ、表10のとおり、事業者からの請求金額と異なる額を支払っていたなど、基本的な事務処理の誤りに気がつかなかったものが大半を占めていることが認められた。

(表10) 法規性の観点からの指摘事項等におけるチェック体制の状況

項目	件数	主な内容
チェック体制が十分に機能していないもの	32	
基本的な事務処理の誤りに気がつかなかったもの	29	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの請求金額と異なる額を支払っていたもの ・契約手続の完了前に発注、納品が行われているもの ・所有する物品を台帳で正確に管理できていないもの
状況変化に対応した見直しが行われずに前例が踏襲されているもの	3	<ul style="list-style-type: none"> ・保護具の改良等があったにもかかわらず保護具措置基準を改定していないもの ・道路占有者が道路復旧を行うようになった現在でも従前のまま監督事務費を算定しているもの
有効なチェック体制の整備がなされていないもの	3	<ul style="list-style-type: none"> ・しゅん工届を早期に提出させるための事務処理を標準化していないもの
合計	35	

表10のような状況となっている主な要因としては、担当者に任せきりになっている、チェックが形骸化しているなど組織上の問題や、コスト意識を持って不断に業務を見直すという姿勢に欠ける点などが挙げられる。

事務処理は、法令等に則って、適正に行われなければならない。そのため、チェック体制が適切に整備され、かつ十分に機能していることが重要である。

各部署にあっては、職員や職場の意識改革はもとより、チェック体制の自己点検など、職場の実情に合わせた有効な対策を講じられたい。

第2 監査の結果（各局別）

財 務 局

1 指摘事項

（財産）

（1）未利用地を速やかに引き継ぐべきもの

東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第7条第1項では、局長等は、行政財産の用途を廃止した場合は、直ちに財務局長に引き継がなければならない。ただし、財務局長が必要があると認めるものについては、引き続き管理させることができる、としている。

財産運用部では、引き継がれた財産について、全庁的な転活用法や賃貸・売却など有効活用を図っている。

ところで、建設局では、組織改正によって生じた表1の未利用地について、今後の使用予定がないとし、平成14年度に用途廃止し普通財産として財務局に引き継ごうとしたが、平成15年2月14日に部から「活用法を検討中のため、引き続き所管するよう」指示された。このため、監査日（平成18.4.25）現在、行政財産として未利用のまま管理を続けている。

しかしながら、財政構造改革を財政面から支援するとして、平成15年11月に策定された「第二次財産利活用総合計画」では、今後各局が事業を行っていく上で必要となる土地建物は、極力、既存の保有資産の中から転活用していくことが求められており、そのためには、部は、各局の需要と供給の両面を適切に把握し、全庁的視点からの調整と活用を進めていく必要がある。このことから、行政財産として未利用な状態のまま3年間も放置し、引き継がないことは適切でない。

部は、これらの未利用地を速やかに引き継がりたい。

（財産運用部）

（表1）建設局が管理している未利用地

名 称	所 在	面積（㎡）
第四工区敷地（江東治水事務所）	江東区大島3-3	341.81
第二工区（第六建設事務所）	足立区西新井3-3-37	220.03

主 税 局

1 指 摘 事 項

(都 税)

(1) 土地の用途に応じ課税を適正に行うべきもの

高架道路下の土地については、当該土地を積極的に道路以外の用途に供している場合、固定資産税・都市計画税を非課税としないこととしている(「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて(通達)」(平成15年12月25日15主資固発第172号)第2章第4節、第2「非課税の範囲」14、(3))。

文京都税事務所は、Aが首都高速道路5号線の高架道路下に所有する文京区音羽二丁目の土地を非課税としているが、当該土地の一部(7,091.32㎡のうち586.22㎡)については、平成15年8月1日以降、駐車場等に使用されており、表1のとおり、固定資産税・都市計画税129万9,300円が課税漏れとなっている。

所は、土地の用途に応じ、課税を適正に行われたい。

(文京都税事務所)

(表 1) 課税漏れ額試算表

(単 位 : 円)

平成16年度	平成17年度	合 計
641,900	657,400	1,299,300

(都 税)

(2) 住宅用地に対する特例措置の適用を適正に行うべきもの

専ら人の居住の用に供する家屋の敷地(以下「一般住宅用地」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、特例措置として、当該土地に係る通常の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第349条の3の2第1項)とし、このうち、住宅の数1戸当たり200㎡以下の土地(以下「小規模住宅用地」という。)については、当該土地に係る通常の固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とすることとされている(同条第2項第1号及び第2号)。

また、一般住宅用地に対して課する都市計画税については、課税標準を価格の3分の2の額とすることとされており(法第702条の3第1項)一方、小規模住宅用地に対しては、課税標準を価格の3分の1の額(同条第2項)にするとともに、税額を2分の1に軽減することとされている(東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)附則第20条)。

ところで、住宅用地に対する特例措置の適用について調査したところ、次のとおり、誤りが認められた。

ア 練馬都税事務所は、練馬区大泉学園町五丁目に所在する土地（所有者：B外2名、面積：248.56㎡）について、住宅用地の特例措置を適用している。

しかしながら、当該土地に所在していた共同住宅は平成16年6月29日に取り壊され、平成17年度の賦課期日（平成17.1.1）現在、住宅の敷地の用に供されていないことから、住宅用地に対する特例措置の適用をすべきでない。

この結果、表2のとおり、平成17年度の固定資産税・都市計画税32万3,500円が課税不足となっている。

イ 足立都税事務所は、足立区東和二丁目に所在する2筆の土地（所有者：C、面積：1,322.83㎡のうち928.52㎡）について、住宅用地の特例措置を適用している。

しかしながら、平成17年度の賦課期日（平成17.1.1）現在、当該土地については、一部が貸駐車場となっていることから、その部分の面積390㎡について、住宅用地に対する特例措置の適用をすべきでない。

この結果、表3のとおり、平成17年度の固定資産税・都市計画税20万1,200円が課税不足となっている。

所は、住宅用地に対する特例措置の適用を適正に行われたい。

（練馬都税事務所）

（足立都税事務所）

（表2）不足税額試算表

（単位：円）

所在地	年度	正税額	既税額	差額
練馬区大泉学園町五丁目	17	445,100	121,600	323,500

（表3）不足税額試算表

（単位：円）

所在地	年度	正税額	既税額	差額
足立区東和二丁目	17	1,781,600	1,580,400	201,200

（都 税）

（3）鉄軌道及び高速道路の高架下にある家屋の捕捉及び課税に努めるべきもの

都税事務所は、鉄軌道及び高速道路の高架下（以下「高架下」という。）に家屋を建築している場合、その所有者に対し、固定資産税・都市計画税を課している。

足立都税事務所及び杉並都税事務所において、高架下にある家屋の課税状況について調査したところ、次のとおり、家屋が捕捉漏れとなっており、課税が行われていないものが認められた。

ア 足立都税事務所は、足立区梅島七丁目の東武伊勢崎線の高架下にある家屋1棟（用途：工場、所有者：D、建築年次、床面積：不明）及び足立区北加平町の首都高速道路6号三郷線の高架下にある家屋1棟（用途：町会集会室、所有者：E町会、建築年次：不明、床面積：約39㎡）を、監査日（平成18.2.21）現在、課税客体として捕捉しておらず、未評価となっている。

イ 杉並都税事務所は、杉並区阿佐谷南三丁目のJR中央線の高架下にある家屋1棟（実査後家屋の評価を行った。用途：倉庫、所有者：F、建築年次：平成3年、床面積：63.36㎡）を、課税客体として捕捉しておらず、表4のとおり、固定資産税・都市計画税19万2,100円が課税漏れとなっている。

所は、高架下にある家屋の捕捉を的確に行い、固定資産税・都市計画税の課税を適正に行われたい。

（足立都税事務所）

（杉並都税事務所）

（表4）課税漏れ額試算表

（単位：円）

課税対象	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
倉庫	41,600	41,600	36,300	36,300	36,300	192,100

（都税）

（4）固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの

償却資産に係る固定資産税は、毎年1月1日現在において管内に所在する事業用の資産について、納税義務者の申告に基づき所有者に課税することとされている（法第343条及び法第383条）。

練馬都税事務所は、練馬区高松六丁目に所在するテニスコート及び付属設備に係る償却資産（所有者：G）について、テニスコート等の一部設備については申告があり、固定資産税（償却資産）を課税していた。

しかしながら、所は、照明設備等については申告がなされていないため、課税していない。

この結果、表5のとおり、固定資産税85万700円が課税不足となっている。

所は、速やかに、照明設備等に係る固定資産税の申告をしようようし、適正な課税を行われたい。

（練馬都税事務所）

(表5) 不足税額試算表

(単位：円)

年度	正税額(A)	既税額(B)	差額(A - B)
平成13年度	249,300	91,200	158,100
平成14年度	229,900	83,200	146,700
平成15年度	259,800	123,700	136,100
平成16年度	233,600	107,300	126,300
平成17年度	377,100	93,600	283,500
合計	1,349,700	499,000	850,700

(歳出)

(5) 建物管理委託契約に係る薬剤の取扱いを適正に行うべきもの

局は、八王子合同庁舎外1所(青梅合同庁舎)の建物管理委託契約(契約金額：4,042万5,000円、契約期間：平成17.4.1～平成18.3.31)をHと締結している。

ところで、委託内容について見たところ、冷房設備稼働時に冷却塔用複合処理薬剤を使用しているが、八王子都税事務所では、前年度に、これを所で購入して受託者に提供していたことから、平成17年度も、同様にHに提供していた(契約金額：28万3,500円、納入期限：平成17.6.30)。

しかしながら、この薬剤については、平成17年度契約から、委託契約に係る仕様書を変更し、受託者が負担することとしていることから、これを購入し、提供しているのは適正でない。

所は、建物管理委託契約に係る薬剤の取扱いを適正に行われたい。

(八王子都税事務所)

都 市 整 備 局

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) 契 約 事 務 について

総務部、市街地建築部、多摩ニュータウン整備事務所及び第二区画整理事務所において、契約事務について見たところ、次のとおり、是正改善すべき事例が認められた。

ア 契約手続を適正に行うべきもの

(ア) 総務部は、表1のとおり、各種の契約を締結しているが、

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第51条により、契約金額200万円以上の契約については、検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していない

賃貸借の履行確認は毎月末日に行うべきところ、請求書の到達日としている

平成17年4月分の支出命令書・請求書が所在不明のため確認できない状態となっている

など、不適正な契約手続となっている。

(イ) 市街地建築部は、屋外広告物講習会(開催日:平成17年11月16日及び17日)で使用するテキスト279冊を購入(契約金額:63万6,678円)し、平成17年11月11日に納品されている。

しかしながら、契約締結が納品後の平成17年11月29日に行われており、契約手続が事後となっている。

(ウ) 多摩ニュータウン整備事務所では、事業用地の管理を行うために、「坂浜平尾地区事業用地管理委託」契約(単価契約)を締結し、草刈、樹木の^{せんてい}剪定や鉄線柵の設置・撤去などを行っている(上半期 発注限度額294万円、下半期 発注限度額294万円)。

この委託契約において、所は、平成18年3月14日に鉄線柵設置・撤去等の工事を指示しているが、当該工事の完了届に添付された処分廃棄物の計量伝票が、前月に指示した工事により発生した廃棄物の計量伝票となっている。

なお、多摩ニュータウン整備事務所については、昨年度も契約手続に関して適正を欠く事例があり、指摘を行っている。

部及び所は、契約手続を適正に行われたい。

(総 務 部)

(市街地建築部)

(多摩ニュータウン整備事務所)

(表1) 不適正な事務手続となっている例

件名	契約年月日	契約金額(円)	不適正内容
1 作業上着男外14件の買入	平成17.6.7	4,487,290	検査調書を作成していない
2 防寒上着男外8件の買入	平成17.11.18	2,563,459	
3 労働安全衛生保護具(石綿用)の購入	平成18.3.2	2,666,107	
4 都営住宅工事内訳書システム等サーバー及び端末機賃貸借契約(その2)	平成17.6.23	3,573,612	賃貸借の履行確認を毎月末日とすべきところ、請求書の到達日としている
5 都営住宅工事内訳書システム等サーバー及び端末機賃貸借契約	平成17.4.1	520,380	

イ 事務処理を適正に行うとともにチェック体制を強化すべきもの

第二区画整理事務所は、区画整理事業用地の管理のために、表2のとおり「花畑北部地区事業用地草刈委託(単価契約)」契約を締結しているが、この契約に係る事務処理について見たところ、

表2のとおり、競争見積りを行い採用した工種単価(肩掛式42円、手刈り80円)とは異なる工種単価(肩掛式58円、手刈り64円)で契約し、その単価により委託代金の請求を受けて支払っていること

事業者からの請求金額は210万7,301円であるが、所は、誤って201万7,301円を支払っていること

など不適正な事務処理を行っており、その結果、表3のとおり、36万6,758円が過払いとなっていることが認められた。

所は、事務処理を適正に行うとともに、チェック体制を強化されたい。

(第二区画整理事務所)

(表2) 契約締結の状況

件名	花畑北部地区事業用地草刈委託(単価契約)			
契約年月日	平成17年6月2日			
履行場所	足立区花畑一丁目から花畑二丁目地内及び南花畑五丁目地内			
契約期間	平成17年6月3日から同年12月12日まで			
契約金額等	発注限度額3,000,000円			
	工種	見積書の単価(正)	契約単価(誤)	差額
	草刈工(肩掛式)	42円/m ²	58円/m ²	16円/m ²
	草刈工(手刈り)	80円/m ²	64円/m ²	16円/m ²

(表3) 支払いの状況

工 種	指示月日と草刈面積 (m ²)				単 価		金額 (円) (税込み)
	6月20日	9月2日	11月14日	計	(円/m ²)		
草刈工 (肩掛式)	11,010	10,204	9,499	30,713	(正)	42	1,354,443
					(誤)	58	1,870,421
草刈工 (手刈り)	2,135	792	598	3,525	(正)	80	296,100
					(誤)	64	236,880
(正) 見積書の単価による金額 (税込み) (A)							1,650,543
(誤) 事業者からの請求金額 (税込み)							2,107,301
誤って事業者へ支払った金額 (税込み) (B)							2,017,301
過払金額 (B) - (A)							366,758

環 境 局

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) 印刷物の検査及び表示を適切に行うべきもの

局は、都が再生紙などの環境に配慮した製品を率先して購入・使用することにより、一般事業者・消費者の生産と購入を拡大し、環境負荷の低減を実現するため、都の物品調達の方針として、グリーン購入ガイド(以下「ガイド」という。)を定め、各局を指導している。

ところで、環境局各部がガイドに基づいて作成している印刷物について見たところ、表1のとおり、不適切であり、改善すべき点が認められた。

ア 検査が不適切なもの

仕様書では、古紙配合率、白色度及びインキの溶剤を指定しているが、インキの溶剤を除いて、古紙配合率や白色度を証明する書類がないため、作成した印刷物が仕様書どおりとなっているかについて、確認できないものが多数認められた。

イ 表示が不適切なもの

仕様書では、印刷物に再生紙使用マーク(以下「マーク」という。)及び環境に配慮した仕様の表示を指定しているが、表示のないものが見受けられた。

各部は、印刷物の検査及び表示を適切に行われたい。

(総 務 部)

(都市地球環境部)

(環境改善部)

(自動車公害対策部)

(自然環境部)


(廃棄物対策部)

(表1) 仕様書と印刷実態の比較 (は有、×は無、-は非該当)

種類	番号	印刷物名	用紙の仕様(注1)・インキの仕様(注2)の確認の有無			環境配慮仕様表示の有無		
			A 古紙率	B 白色度	C インキ	a マーク・古紙率の表示	b 白色度の表示	c インキの表示
パンフレット類	1	東京環境白書～東京の環境2006～	×	×			×	-
	2	持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム	×	×		×	×	×
	3	ヒートアイランド対策ガイドライン及び概要版	×	×			×	
	4	壁面緑化ガイドライン及び概要版	×	×				
	5	東京都の自動車に関する規制等のあらまし	×	×				
	6	平成17年度鳥獣保護区等位置図	×	×			×	-
	7	地図小笠原国立公園	ポリプロピレン製					×
	8	東京リサイクルハンドブック2006						
	9	感染性廃棄物を適正に処理するために	×	×				
報告書類	10	平成17年版事業概要	×	×				
	11	地球温暖化対策管理者講習会資料	×	×			×	×
	12	地球温暖化対策管理者講習会資料(改訂版)	×	×				-
	13	建築物環境配慮マニュアル(第3版)	×	×			×	
	14	平成17年度東京都公害防止管理者講習テキスト(5分冊)	×	×			×	×
	15	東京都NOx・PM法買換え特別融資あっせん要綱及びリーフレット	×	×				
	16	18年度自動車低公害化促進資金及びNOx・PM法買換え特別融資あっせん制度リーフレット	×	×			×	×
	17	浄化槽法関係法令集ほか4点	×	×				-
	18	産業廃棄物収集運搬業許可申請書(新規・更新許可申請用)外1件	×	×				-

- (注) 1 用紙の仕様 { A 古紙配合率70～100%
B 白色度指定70%程度
- (注) 2 インキの仕様 C 非石油系等環境配慮型溶剤を用いたインキ

<表示例>

再生紙使用マーク・・・・・・・・・・ 

環境に配慮した仕様の表示・・・・古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

2 意見・要望事項

(その他)

(1) 再生紙使用マークの表示などをガイド本編の内容に追加すべきもの

都は、物品調達の際の指針として、購入事例が多く、かつ環境配慮型製品の選択が可能なものを対象に、グリーン購入ガイド(以下「ガイド」という。)において環境配慮仕様を定めている。

ところで、ガイドで定めた印刷物の環境配慮仕様について見たところ、印刷物として使用する用紙及び印刷インキの基準は示しているものの、再生紙使用マーク(以下「マーク」という。)古紙配合率、白色度及び使用した印刷インキについて、作成した印刷物に表示すべきことが明記されていない。

部は、都が環境に配慮した取組みを積極的に行っていることを、広く都民に周知するという観点から、各局が印刷物を作成する場合に、マークや環境に配慮した仕様を表示するようガイド本編の内容に追加記述されたい。

(総 務 部)

(2) ホームページに掲載している速報値等の表示方法について検討すべきもの

自然環境部及び環境改善部は、水質汚濁防止対策に資するため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第15条に基づき公共用水域(自然環境部)及び地下水(環境改善部)の水質測定調査(測定項目は、公共用水域及び地下水ともカドミウムなど26項目)を実施し、汚濁状況を常時監視している。また、水質の測定結果は、公共用水域等の水質の汚濁状況を都民にすみやかに知らせるという目的で、公共用水域については速報値として翌月に、地下水については8月(年に1度)に、それぞれホームページに掲載している。

ところで、都のホームページに掲載されている公共用水域等の測定結果について見たところ、監査日(平成18.4.19)現在、測定項目及び環境基準類型に対する速報値のみが掲載されているだけで、速報値を評価する環境基準値等が表示されていないため、都民が水質の汚濁状況を理解する上でわかりにくいものとなっている。

参考までに他の自治体のホームページを見ると、環境基準値を掲載して、速報値と比較できるものなど、工夫されている事例がある。

両部は、ホームページに掲載している速報値等の表示方法について検討されたい。

(自然環境部)

(環境改善部)

(表2) 速報値のホームページ上への掲載例

(単位: mg /)

	公共用水域	地下水
東京都	速報値: BOD 5.3	速報値: 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 2.2
他の自治体	速報値: BOD 0.8 環境基準値: BOD 2以下	速報値: 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 1.4 環境基準値: 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 1.0以下

福 祉 保 健 局

1 指 摘 事 項

(歳 入)

(1) 患者負担金を適切に調定すべきもの

医療政策部は、東京都リハビリテーション病院(以下「病院」という。)の管理運営及び使用料の収納事務を社団法人東京都医師会に委託している。(契約期間:平成17.4.1から平成18.3.31まで、契約金額:24億5,155万1,550円)

そこで、病院における患者負担金についてみると、部は、病院が患者から収納した金額を毎月調定しているが、病院が管理している未収金1,079万3,120円(表1)については調定していない。

部は、リハビリテーション病院における患者負担金を適切に調定されたい。

(医療政策部)

(表1)平成17年度末未収額

(単位:人、円)

債務者数	未 収 金 額
41	10,793,120

(歳 入)

(2) 滞納にかかる徴収事務について

ア 事務処理マニュアルを整えた上で適正な徴収事務を行うべきもの

福祉保健局における収入の状況は、表2のとおりである。

滞納している債権を回収するためには、滞納者に対し、適時に適切な徴収事務を行う必要があるが、局における収入未済金の徴収事務について見ると、表3及び表4のとおり、適正でない事務処理が多数見受けられた。

このことから、局として債権管理にかかる規定を定め、また、標準的に行うべき徴収事務について事務処理マニュアルを作成する必要がある。

総務部は、適切な規定を定め、徴収事務マニュアルを作成されたい。

また、各部及び所は、適正な徴収事務を行われたい。

(総 務 部)

(生活福祉部)

(少子社会対策部)

(児童相談センター)

(板橋ナーシングホーム)

(北療育医療センター)

(表2) 局における収入の状況

(単位：千円)

一般会計		前年度 繰越額	調定額	収入済額	不納 欠損額	次年度 繰越額
負担金	児童福祉施設等措置費徴収金	742,114	1,627,277	888,997	57,617	680,663
貸付金 償還金 等	救急医療機関整備資金	6,573	50,133	43,626	0	6,506
	看護師等修学資金	219,219	812,575	627,309	0	185,265
	看護師二年課程生計資金	39,991	51,071	16,414	0	34,657
	看護師等厚生施設建設資金	4,814	12,574	7,503	0	5,070
	遺族奨学資金	1,146	1,146	49	0	1,097
	生活つなぎ資金	483	483	61	0	422
	同和生業・応急生活資金	1,155,927	1,166,838	18,235	0	1,148,603
	介護福祉士等修学資金	35,514	94,135	53,788	0	40,346
	保育士修学資金	10,438	12,565	4,949	0	7,616
女性福祉資金	236,526	343,482	118,531	0	224,951	
使用料	看護学校等授業料	151	183,509	183,396	0	113
	介護老人福祉施設利用料	94	1,739,849	1,739,751	0	98
	介護老人保健施設利用料	1,160	446,516	444,831	0	1,684
	老人医療センター診療報酬	24,562	9,466,295	9,438,140	0	28,154
	身体障害者施設利用料	779	1,574,506	1,573,514	0	991
	知的障害者施設利用料	5,861	3,691,139	3,681,929	0	9,209
	児童福祉施設利用料・診療報酬	1,344	1,592,315	1,589,250	0	3,064
	精神保健福祉センター診療報酬	3,600	328,410	318,956	0	9,454
特別会計		前年度 繰越額	調定額	収入済額	不納 欠損額	次年度 繰越額
母子福祉資金貸付会計	返還金	1,931,330	3,747,305	1,899,449	12,438	1,835,418
	利子収入	63,709	73,704	13,400	877	58,971
心身障害者 扶養年金会計	掛金収入	16,699	1,113,469	1,097,975	0	15,493
	雑入	2,880	4,710	1,790	0	2,920

(注) 千円未満切捨てのため、表中で金額が一致しない場合がある。

(表3) 徴収事務の現状

区分	標準的な徴収事務	適正でない徴収事務の事例
督促	納入期限経過後は速やかに督促すること。 督促に当たっては納期を定めること。	・翌年度にまとめて実施している。 ・督促を行っていない。
催告	督促状により定めた納期に納入がない場合、速やかに催告書を送付し、納入を促すこと。	・翌年度以降、年数回にまとめて実施している。
電話による催促	催告書を送付してもなお納入しない滞納者に対しては、電話による催促を行うこと。	・全く行っていない。 ・年間のうち時期を定めて行って、適時に行えていない。
個別訪問	滞納者を個別に訪問し催促すること。	・全く行っていない。 ・年間のうち時期を定めて行って、適時に行えていない。 ・滞納時期が古いものを優先している。
状況調査	滞納者について納入できない理由や財産状況等の調査を行い、徴収を継続するかの判断を行うこと。	・表4の貸付金等にかかるすべての滞納者について、滞納の原因や履行能力の調査を行っていない。
法的措置	状況調査の結果、支払能力があると認められる滞納者などについては、必要に応じて差押え、競売等の法的措置を講ずること。	・表4の貸付金等にかかるすべての債権について法的措置をとっていない。
記録	債務者ごとに、督促・催告の履歴、電話や個別訪問の内容の詳細、状況調査の結果を記録しておくこと。	・これら徴収事務にかかる滞納者との話合いの内容を詳細に記録していない。

(表4) 貸付金等別の徴収事務の状況

区分		督促	催告	電話	訪問	所管部・所
負担金	児童福祉施設等措置費徴収金	年1回	年2回	未実施	古い順	児童相談センター
貸付金償還金等	遺族奨学資金 1	該当なし	年2回	未実施	未実施	生活福祉部
	生活つなぎ資金 1	該当なし	年2回	未実施	未実施	
	同和生業・応急生活資金	未実施	年2回	時期を定め年1回実施		
	介護福祉士等修学資金	年1回	年1回	未実施	未実施	
	保育士修学資金 1	該当なし	年2回	実施	未実施	少子社会対策部
使用料	介護老人福祉施設利用料 介護老人保健施設利用料	2	年1回 年2回	過年度 未実施	未実施	板橋ナーシングホーム
	児童福祉施設 利用料・診療報酬	3	未実施	未実施	実施記録なし	未実施 北療育医療センター

- 1) 督促欄「該当なし」: 貸付事業が終了し、今後、新たに調定すべき債権がないため、今後、督促する必要が発生しないもの
- 2) 板橋ナーシングホーム: 「介護施設サービス費(自己負担分)にかかる債権管理マニュアル」の内容が不適切(督促: 年1回(5月)・催告: 年2回(10月及び3月))
- 3) 北療育医療センター: 医療費(自己負担分)について、収納窓口や電話による催促を行っているとされているものの、それらの経過を記録していない。また、9人の患者については複数回にわたる未納が発生しているにもかかわらず、猶予申請書や分納申請書を提出させていない。

イ 情報システムを改修し、徴収事務を効率的に行うべきもの

児童相談センター（以下「センター」という。）は、児童養護施設等の児童福祉施設に入所している児童の食費など生活にかかる経費のうち自己負担分を、児童福祉施設等措置費徴収金（以下「徴収金」という。）として徴収している。

センターでは、徴収金にかかる収入管理及び滞納整理にかかる事務を児童相談所情報管理システムを用いて行っている。

ところで、センター及び少子社会対策部は、平成16年度に児童相談所情報管理システムを再構築しているが、これにより、

債務者別に債権額の合計が出力されず、これによる並び替え、抽出等も行えない上、システムが保有するデータを表計算ソフトなど他のアプリケーションソフトウェアにより再利用できないため、滞納者にかかるデータを徴収事務に利用できない。

システム上、滞納者との交渉内容を記録するための債権管理票を用意していないため、情報の管理・活用ができない。

など、効率的な徴収事務を行うことができない状況となっている。

部及びセンターは、児童相談所情報管理システムを改修し、徴収事務を効率的に行われたい。

（ 少子社会対策部 ）

（ 児童相談センター ）

ウ 返還請求を適正に行うべきもの

生活福祉部は、東京都介護福祉士等修学資金貸与条例（平成4年東京都条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する施設等の在学者に対し、修学資金を貸与している。

貸与を受けた者は、表5に掲げる期間、介護福祉士等として就業を継続し、返還免除申請書を提出すれば、貸与金の返還は免除となる（条例第12条）。

部は、平成17年度に表5の期間が経過した償還対象者255名の貸与者に対して申請書の提出を催促し、116名から提出を受けているものの、残りの139名については申請書が提出されなかったにもかかわらず、これらに対して貸与金の返還を請求しないままとなっているのは適正でない。

部は、免除申請のない者について、貸与金の返還請求を適正に行われたい。

（ 生活福祉部 ）

（表5）免除に当たり就業すべき期間

区分	平成13年度までの貸与分	平成14年度以降の貸与分
介護福祉士	3年間	7年間
社会福祉士	7年間	

(歳 入)

(3) 母子福祉資金貸付金の償還事務について区市に対する指導を行うべきもの

少子社会対策部は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、母子家庭に対し修学資金等を貸し付けている。

区市部における資金の貸付及び償還にかかる事務は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）に基づき、区市が行っている。

また、町村における事務については各支庁など都の事業所において行っており、市町村の区域に居住して償還中である者が都外に転居した場合、部がその債権を管理している。

そこで、部が管理している債権にかかる償還事務についてみると、部は、

未償還者に対して、文書による催告のみならず、電話や訪問など適切な手段による催促や指導を適時に行うこと

未償還者ごとに指導の内容を詳細に記録し、適切な償還指導を行うことが重要であるとして、平成17年度からこれを励行している。この結果、部が管理する債権について、平成17年度における償還率が57.5%となっており、前年度（42.2%）と比較して15.3%高くなっている。

部は、償還指導を改善することで部が管理している債権の償還率を向上させていて、償還率と償還指導の内容が密接に関連することを認識できる状態にあるほか、貸付の相手方や貸付の目的によっても償還率に差が出るとしている。

しかしながら、部は、表6及び表7のとおり、区市の償還率が年度及び区市によって大きく異なるにもかかわらず、償還率の差が発生する原因と区市における償還指導の内容を把握していない。

貸付を受けている者に対する公平性を確保するためには、区市及び年度を問わず、同程度の償還指導を行うべきであるから、部は、区市における償還率の差の発生原因を把握した上で、平成17年度から励行している指導手法を、母子福祉資金貸付金の償還にかかる標準的なものとして定め、区市が適切に償還指導を行えるよう指導されたい。

(少子社会対策部)

(表6) 区市における償還率の5年推移の状況

(単位：自治体数)

償還率	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
45%未満	0	1	0	0	0
45%以上50%未満	0	2	0	2	2
50%以上55%未満	3	3	5	7	5
55%以上60%未満	13	7	10	3	3
60%以上65%未満	9	11	11	16	17
65%以上70%未満	16	15	14	12	7
70%以上75%未満	6	9	7	5	10
75%以上	2	1	2	4	5
合計	49	49	49	49	49

(表7) 償還率の対前年度増減の状況

(単位：自治体数)

償還率の増減 (当年度償還率 - 前年度償還率)		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
減少	15%以上	2	0	0	0
	10%以上15%未満	1	2	3	1
	5%以上10%未満	2	6	5	3
	0%以上5%未満	21	19	12	14
増加	0%以上5%未満	15	17	21	24
	5%以上10%未満	6	3	8	6
	10%以上	2	2	0	1
合計		49	49	49	49

(歳出)

(4) 保護費の支給にかかる確認体制を適切に構築すべきもの

西多摩福祉事務所(以下「所」という。)は、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的として、生活保護法(昭和25年法律144号)による保護を受けている者(以下「被保護者」という。)に、原則として月に1度、保護費を支払っている。このうち、郵送による保護費の支給額は、平成17年12月定例支給時において33件252万9,215円となっている。

そこで、郵送事務についてみると、被保護者を担当するケースワーカーが作成した現金封筒に、経理担当部署において現金を封入し発送しているが、経理担当部署では、現金の郵送先が保護費を支給すべき正当な被保護者であることを確認しておらず、適切でない。

所は、郵送による保護費の支給にかかる確認体制を適切に構築されたい。

(西多摩福祉事務所)

(歳 出)

(5) 不用品の処分に当たり再資源化すべきもの

老人医療センター(以下「センター」という。)では、廃棄物処分委託契約によって不用となったじゅう器類を処分しているが、5回の契約で、テレビ2台、パソコン26台が産業廃棄物として処分されている。

障害者施策推進部は、練馬就労支援ホームの管理・運営を、社会福祉法人東京援護協会に委託している。平成17年度当初、受託者からじゅう器等の不用物品が生じた旨の報告を受けたため、法令に基づき適正に処理するよう指示したが、処分の方法について具体性を欠いたため、パソコン2台が、他の物品とあわせて産業廃棄物として処分されている。

ところで、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)は、製造業者等にテレビの再商品化を義務づけており、また、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)は、製造業者等にパソコンの再資源化を求めている。

これらの法では、消費者に対し再商品化等への協力を求めていることから、これらを廃棄物として処理することは適切でない。

センターは、不用品の処分に当たり、再資源化可能な物品については再資源化に資するよう適切に処分されたい。

部は、不用品の処分について適切に指導されたい。

(障害者施策推進部)

(老人医療センター)

(歳 出)

(6) リースにかかる保守料の積算を適切に行うべきもの

障害者施策推進部は、府中療育センターほか4所における医事会計業務に使用するため、医事会計システムをAからリースしている。リース物件は、サーバ用機器、クライアント用機器及び医事会計システムソフトウェアであり、リース契約には機器及びソフトウェアの保守を含めている。(契約期間:平成17.4.1~平成18.3.31、契約金額:1,438万2,862円)

そこで、積算内訳についてみると、医事会計システムソフトウェアにかかる保守料をリース物件購入価格に算入し、これにリース料率1.8%を乗じて月額リース料を算出している。

しかしながら、保守料は保守を行うごとに発生する費用であるから、リース物件購入価格に含めてリース会社の資金調達にかかる利息などを負担する必要はない。

その結果、表8のとおり、平成13年度におけるリース開始後から平成17年度までの5年間に120万円の不経済支出となっている。

部は、リースにかかる保守料の積算を適切に行われたい。

(障害者施策推進部)

(表8) 購入価格とリース料総額の比較

(単位:円)

5年分の保守料の正しい支払額 (リース物件購入価格算入額)	A: 年間保守料 600,000 × 5年分 × 5所	15,000,000
リース料率	B: 5年リース(平成13年4月現在)	1.80%
保守料に相当する月額リース料	C = A × B	270,000
現状の積算による5年(60か月)分の 保守料相当リース料合計	D = C × 60か月	16,200,000
差引不経済支出額(注)	E = D - A	1,200,000

(注) 落札比率が100%であるため、積算内訳による差額がそのまま不経済支出額となる。

2 意見・要望事項

(1) 母子福祉資金貸付金償還金にかかる経理について

母子福祉資金貸付金の貸付及び償還にかかる事務は、特例条例(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第106号)、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第107号))により、区市部については、区市が行っている。区市においては貸付金及び償還金を歳入歳出外現金として経理することとしている。(平成11年11月10日11総行地第634号行政部長通知)

区市は、貸し付けた資金の償還について、年度当初に母子福祉資金償還台帳に基づいて当該年度の償還額を決定し、貸付を受けている者に請求している。

ところで、区市に納付された償還金は、出納長通知(平成12年4月3日11出総第2354号)により、区市が取り扱った歳入について月ごとに都に報告し、福祉保健局は、この金額を調定している。この結果、本来、貸付を受けた者が償還すべき額は69億1,486万7,333円であるのに、局が調定している額は、38億2,135万9,099円となっている。

局は、出納長通知に基づき調定を適正に行っているものの、調定額は実績額と大きく乖離^{かいり}しており、事業の実態を反映していない。

この乖離^{かいり}状態を解消し、収入未済金の実態を把握できるよう、局及び出納長室は、協議を行い、償還金にかかる調定の方法を検討されたい。

(総務部)

(出納長室)

病院経営本部

1 指摘事項

(収入)

(1) 診療報酬の請求を適切に行うべきもの

診療報酬の請求について見たところ、監査日(平成18.5.9)現在、次のとおり不適切な事務処理が認められた。

ア 病院の診療報酬は、各種の医療保険等の保険者から給付されるが、病院から提出された診療報酬の請求内容の審査と支払は、それぞれの保険者から委任を受けた社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等(以下「基金等」という。)が行っている。

都立病院では、診療記録の内容をもとに診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を作成し、必要に応じ内容を点検し、保険の資格関係や傷病名の不備を補い、また、担当医師が症状を詳記したうえで、基金等に対し、当月分を原則として翌月に請求することとしている。

ところで、清瀬小児病院では、必要とされる症状について担当医師がレセプトに詳記していないことから、表1のとおり診療報酬が未請求となっている。

イ 生活保護の医療扶助を受ける患者(以下「患者」という。)は、原則として、福祉事務所(以下「事務所」という。)が病院に作成を依頼する医療要否意見書に基づいて、事務所が発行する医療券(生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助を受ける資格があることを証明する書類)により診療を受けている。

病院は、診療記録の内容をもとにレセプトを作成し、医療券に示された公費負担者番号を記入したうえで、基金等に対し、当月分の診療報酬を原則として翌月に請求することとしている。

ところで、松沢病院では、事務所から医療券が未着の場合でも、加療の必要がある患者に対しては診療を行っている。

しかしながら、医療券が未着となっているものの中には、事務所から作成依頼があった医療要否意見書を病院が提出していないために、事務所が医療券を発行できないものがあり、この結果、表1のとおり診療報酬が未請求となっている。

病院経営は、診療報酬に基づき成り立っていることから、その請求を早期に確実に行う必要がある。

各病院は、診療報酬の請求を適切に行われたい。

(清瀬小児病院)

(松沢病院)

(表1) 未請求のレセプトの状況

(単位：件、円)

病院名	診療年月	件数	診療報酬額
清瀬小児	平成16年10月分から平成17年9月分まで	16	30,782,150
松 沢	平成17年4月分から平成18年1月分まで	13	3,231,920
合 計		29	34,014,070

(注) 診療報酬額は、診療報酬点数1点 = 10円により監査事務局で試算した額である。

(収 入)

(2) 査定減にかかる診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの

基金等は、病院が提出したレセプトの内容を審査し、過剰な診療行為(検査・投薬等)等であると判断した場合、診療報酬点数を減点(以下「査定減」という。)する。

都立病院では、査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療委員会(以下「委員会」という。)を開催し、請求内容に正当性があると判断し、基金等の査定内容に納得できない場合、請求理由(症状詳記)を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し、可能な限り査定減の通知があった月の翌月に再審査請求を行うこととしている。

ところで、神経病院における再審査請求にかかる事務処理について見たところ、表2のとおり、委員会で決定されているにもかかわらず、その請求が遅延しているものが毎月数多く発生し、監査日(平成18.5.12)現在、未請求のものが59件にのぼることが認められた。

病院は、査定減にかかる診療報酬の再審査請求を適切に行われたい。

(神 経 病 院)

(表2) 平成17年度における再審査請求事務の月別実績

(単位：件)

査定減通知のあった月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
再審査請求決定件数 A	24	28	30	38	18	27	22
翌月請求件数 B	13	15	23	19	8	13	0
請求遅延件数 A - B = C	11	13	7	19	10	14	22
うち監査日現在、未請求	2	6	5	13	8	7	6

査定減通知のあった月	1月	2月	3月	計
再審査請求決定件数 A	5	19	20	231
翌月請求件数 B	3	11	12	117
請求遅延件数 A - B = C	2	8	8	114
うち監査日現在、未請求	0	5	7	59

(収 入)

(3) 特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの

医科診療報酬点数表(平成16年2月27日付厚生労働省告示第47号)第10部通則2によれば、手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下「特定保険医療材料」という。)を使用した場合、当該手術の所定点数の他に、使用した特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定することとしている。

ところで、特定保険医療材料を使用した手術にかかる診療報酬の請求について見たところ、表3のとおり、大塚病院及び松沢病院において請求もれ等の不適切な事務処理が認められた。各病院は、特定保険医療材料費の請求を適切に行われたい。

(大塚病院)

(松沢病院)

(表3) 診療報酬の請求もれ等の内訳

病院名	使用年月日(平成)	実際に使用された材料及び当該保険点数 A	請求書に記載された材料及び保険点数 B	請求不足金額 (A - B) × 10	備 考
大塚	17.6.15	固定用内副子有角プレート (生体用合金) 3,830点×1本	固定用内副子骨端用プレート (生体用合金) 10,600点×1本	67,700円 (過大請求)	骨折手術 材料
	17.11.29	ペースメーカー アイデン ティティ Adx DR 148,000点	ペースメーカー アイデンティティ SR 133,000点	150,000円 (過少請求)	ペース メーカー
松沢	17.11.14	クロスリンクポリライナー 7,610点×1個	請求なし	76,100円 (請求もれ)	人工股関節 材料
	18.2.8	クロスリンクポリライナー 7,610点×1個	請求なし	76,100円 (請求もれ)	同 上
	18.3.15	クロスリンクポリライナー 7,610点×1個 ボーンスクリュー 1,870点×3個	ボーンスクリュー 1,870点×1個	113,500円 (過少請求)	同 上
過 大 請 求 計				67,700円	
過 少 請 求 等 計				415,700円	

(支 出)

(4) 給食材料の購入契約を適切に行うべきもの

松沢病院では、入院患者の給食材料について、肉類、青果類、魚介類などの食材別に購入契約を締結している。

このうち肉類は、表4のとおり、「とりもも皮なし外の購入」及び「豚ももスライス外14点の購入」の各契約(以下「両契約」という。)を、四半期ごと、いずれも単価契約で締結している。

ところで、その契約内容について見たところ、

第1四半期分については、見積合せにより契約しているが、第2四半期以降、業者を特命とする特段の理由がないにもかかわらず、一社のみから徴した見積をもとに特命随意契約していること

第2四半期以降の契約における予定価格について、第1四半期での契約単価の実績を考慮したうえで設定しなかったことから、表5の比較例のとおり、第2四半期及び第4四半期分のほとんどの契約単価が、第1四半期分よりも高く設定されていることが認められ、適切ではない。

仮に、第2四半期及び第4四半期についても、第1四半期と同一の単価で契約できたとして試算した場合、表6のとおり、年間の支払額に100万余円の差額が生じる。

病院は、経済性に配慮し、給食材料の購入契約を適切に行われたい。

(松沢病院)

(表 4) 肉類購入の契約状況

(単位 : 円)

契約期間	件名	相手方	推定総金額	件名	相手方	推定総金額	備考
第1四半期	とりもも皮なし外9点の購入 (単価契約)	A	1,724,499	豚ももスライス外14点の購入 (単価契約)	A	4,680,123	競争見積
第2四半期	とりもも皮なし外9点の購入 (単価契約)	B	1,811,040	豚ももスライス外14点の購入 (単価契約)	B	4,840,395	単数見積
第3四半期	とりもも皮なし外11点の購入 (単価契約)	A	1,785,714	豚ももスライス外14点の購入 (単価契約)	A	4,358,298	単数見積
第4四半期	とりもも皮なし外10点の購入 (単価契約)	B	1,630,020	豚ももスライス外14点の購入 (単価契約)	B	5,137,335	単数見積

(表5) 四半期ごとの契約単価(1kg 当たり)の比較例

(単位:円)

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
契約の相手方		A	B	A	B
とりもも皮なし外の購入契約					
品 名	とりもも皮なし切身	890	980	890	980
	とりもも皮つき切身	760	840	760	840
	とりむね皮なし挽肉	480	600	480	600
	とりもも皮なし挽肉	890	880	890	880
豚ももスライス外14点の購入契約					
品 名	豚ももスライス	870	1,000	870	1,000
	豚もも切身	880	1,200	880	1,200
	ベーコンスライス	1,100	1,500	1,100	1,500
	豚ひれ	1,800	2,600	1,800	2,600
	豚肩ローススライス	1,100	900	1,100	900

(注) 両契約における契約単価のうち、一例として9種類について比較した。

(表6) 監査事務局による試算

(単位:円)

区 分	実支出額 A	仮単価による支出額 B	差 額 C=A-B
とりもも皮なし外の購入契約			
第2四半期	1,416,933	1,338,445	78,488
第4四半期	1,235,011	1,161,448	73,563
豚ももスライス外14点の購入契約			
第2四半期	3,884,582	3,468,893	415,689
第4四半期	3,876,786	3,429,311	447,475
合 計	10,413,312	9,398,097	1,015,215

(注) 第1四半期の契約単価を仮単価として、第2四半期及び第4四半期の購入量にかかる支出額を試算し、実支出額との差額を求めた。

(5) 廃棄物処理委託契約を適正に行うべきもの

神経病院では、不用となったじゅう器などの処分について、Cを相手方として、表7のとおり廃棄物処理委託契約を締結している。

ところで、これら3件の契約について見たところ、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)

第12条第3項では、産業廃棄物の収集運搬及び処分を他人に委託する際は、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならないとされる。

しかしながら、Cは収集運搬業の許可は受けているものの、処理業の許可は受けておらず、収集した廃棄物の処理を、許可を受けている他の業者に再委託していること

法第12条第4項では、産業廃棄物処理を委託する場合、契約書に産業廃棄物の種類、数量、処分先等を記載するものとしているが、その記載がされていないことが認められ、適正ではない。

病院は、廃棄物処理委託契約を適正に行われたい。

(神経病院)

(表 7) 廃棄物処理委託の契約状況

件 名	契 約 金 額	契 約 期 間
粗大ごみ処分委託	3 6 7 , 5 0 0 円	平成 17 年 7 月 25 日から 平成 17 年 8 月 5 日まで
粗大ごみ処分委託	5 7 7 , 5 0 0 円	平成 18 年 2 月 2 日から 平成 18 年 2 月 17 日まで
粗大ごみ処分委託	7 4 9 , 1 7 5 円	平成 18 年 3 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで

産 業 労 働 局

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) 特別管理産業廃棄物の処理委託契約を適正に行うべきもの

足立技術専門校は、「職業訓練実習廃棄物(シンナー等)収集運搬処理委託契約」(契約金額:7万5,600円、履行期限:平成17.3.31)をAと締結している。

本契約で対象となる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に規定された特別管理産業廃棄物であり、その契約内容を見たところ、

法第12条の2第3項では、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する際には、運搬については特別管理産業廃棄物収集運搬業者に、また、処分については特別管理産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなければならないとされている。

しかしながら、当該業者は運搬の許可は受けているものの、処分業の許可は受けておらず、収集した廃棄物の処理を、許可を受けている他の業者に再委託していること

法第14条の4第1項では、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、収集運搬業者が搬入する処分場が埼玉県にある場合は、積み出しをする場所の東京都と積み下ろしをする場所の埼玉県との許可証を、それぞれ確認する必要がある。

しかしながら、校は、東京都の許可証の確認しか行わないまま契約していることなど適正を欠く状況が認められた。

校は、特別管理産業廃棄物の処理委託契約を適正に行われたい。

(足立技術専門校)

(その他)

(2) 技術専門校に対し保護具管理に係る指導の徹底を図るべきもの

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)は、労働者の危険又は健康障害に対して、これを防止する事業者の責務を定めている。雇用就業部では、法の趣旨に基づき、都立技術専門校における生徒の実技訓練に係る災害を防止するため、「都立技術専門校生等労働安全衛生保護具措置要綱」を定めている。この要綱は、校長に保護具の管理及び使用に関し必要な事項について管理使用細則を定めることを義務づけ、さらに保護具の点検及びその記録を行うこととしている。

ところで、技術専門校において管理使用細則の制定状況及び保護具の管理状況について調査したところ、表1及び表2のとおり、

技術専門校16校のうち9校で制定していないこと

保護具台帳の記載に漏れや誤りがあり、台帳と実数とが相違していること
 保護具がその機能を有効に発揮できる標準使用期間を超過していること
 など要綱の趣旨に沿った指導が徹底されておらず、適切を欠く事例が認められた。
 部は、技術専門校に対し保護具管理に係る指導の徹底を図りたい。

(雇用就業部)

(表 1) 都立技術専門校生等労働安全衛生保護具措置要綱管理使用細則制定状況

校名	細則の有無	定期点検サイクル	記録の有無
品川技術専門校	×	- - -	×
板橋技術専門校	×	- - -	×
立川技術専門校	×	- - -	×
亀戸技術専門校		- - -	
飯田橋技術専門校	×	- - -	
飯田橋技術専門校有明分校		6 か月毎	
東京障害者職業能力開発校		4 か月毎	
大田技術専門校	×	- - -	×
江戸川技術専門校		1 年毎	
赤羽技術専門校		6 か月毎	
足立技術専門校	×	- - -	×
足立技術専門校台東分校	×	- - -	×
高齢者技術専門校		3 か月毎	
八王子技術専門校	×	- - -	×
武蔵野技術専門校		3 か月毎	×
府中技術専門校	×	- - -	×

(表 2) 都立技術専門校生等保護具管理状況の主な事例

校名	専攻課程名	保護具名	事 例
板 橋	自動車車体整備科 サインディスプレイ科	安全用保護帽	標準使用期間を越えて使用している。
大 田	福祉調理科	安全用手袋 衛生用前掛け	台帳への記帳が漏れている。
八王子	自動車整備工学科	防塵用保護眼鏡	購入数の記載を誤ったため、台帳と実数に相違がある。
		ガス安全用手袋 安全用足カバー 安全用前掛け 防毒マスク 長靴 安全用保護帽 遮光用保護面	標準使用期間を越えて使用している。
	メカトロニクス科	遮光用保護眼鏡 防塵用保護眼鏡 (一眼用) 防塵用保護眼鏡 (二眼用)	購入数の記載を誤ったため、台帳と実数に相違がある。

中央卸売市場

1 指摘事項

(収入)

(1) 車両置場使用料の徴収を適正に行うべきもの

市場内に設置されている車両置場は、「車両置場の区分及び管理等に関する要領」(平成7年6中管経第656号。以下「要領」という。)に基づき、都が事業者団体に対し、市場関係者の専用車両置場として一定の区画を使用許可している駐車場である。その使用料は、東京都中央卸売市場条例施行規則(昭和46年東京都規則第273号)により、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者(以下「卸売業者等」という。)は1月1平方メートルにつき660円、売買参加者及び買出人(以下「買出人等」という。)は1月1平方メートルにつき355円と定められている。この買出人等の使用料の適用基準は、「利用者中に占める買出人等の割合が70%を超える車両置場」(要領第6)とされている。

ところで、築地市場がAに対して、水産物の買出人等の車両置場として使用許可している駐車場の利用状況について見ると、利用台数553台のうち、卸売業者等の駐車台数236台(43%)、買出人等の駐車台数317台(57%)となっており(Aから提出された「駐車場利用状況報告書」(平成17年1月現在))、要領で定めた適用基準を満たしていないにもかかわらず、買出人等の車両置場使用料を適用している。

この結果、卸売業者等の使用料との差額2,055万余円(年額)が収入不足となっている。市場は、車両置場使用料の徴収を適正に行われたい。

(築地市場)

(支 出)

(2) 発泡廃棄物処理事業に対する負担金の交付について見直しを行うべきもの

各市場は、「東京都中央卸売市場発泡廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱」(平成14年13中管財第836号。以下「要綱」という。)に基づき、市場から排出される発泡廃棄物を処理している各市場内の廃棄物処理団体(以下「団体」という。)に対し負担金を交付している。

要綱では、負担金の交付額は、市場の所在する各自治体が条例等で定める廃棄物処理手数料相当額を限度として、団体が発泡廃棄物の溶融固化処理等に要した経費(以下「溶融処理経費」という。)から、処理製品の売却収入等を控除した経費の4分の1とされている。

ところで、管理部は、負担金の交付に当たっては、各団体からの申請に基づき、1月単位で負担金交付額を決定している。

しかしながら、表1のとおり、平成17年3月分から11月分までの期間で見ると、築地市場では、期間中の経費の合計により負担金交付額を算出した場合、負担金交付額は245万余円となり、1月単位で決定された負担金の合計額269万余円より少額となること、大田市場では、期間中の売却収入等が溶融処理経費よりも多く、団体に利益が生じているにもかかわらず、負担金を交付していることなどの事例が認められた。

部は、発泡廃棄物処理事業に対する負担金の交付について見直しを行われたい。

(管 理 部)

(表1) 発泡廃棄物処理事業負担金交付実績(平成17年3月分から同年11月分まで)

(単位: kg、千円)

市場	部	月	処理量 (A)	処理経費(実績)			1 限度額 (E)= (A)*12.5	2 交付 対象額 (F)	交付額 (都負担) (F)*1/4
				溶融処理 経費 (B)	処理製品 売却収入 (C)	事業に要 する経費 (D)=(B)-(C)			
築地	水産 青果	3	265,605.0	14,961	9,947	5,013	3,320	3,320	830
		4	266,387.0	11,801	10,213	1,587	3,329	1,587	396
		5	280,605.0	13,667	10,231	3,436	3,507	3,436	859
		6	293,730.0	14,289	13,458	831	3,671	831	207
		7	278,227.0	13,537	13,529	8	3,477	8	2
		8	271,062.0	13,508	12,998	510	3,388	510	127
		9	300,967.0	14,240	13,690	549	3,762	549	137
		10	314,683.0	14,706	14,165	540	3,933	540	135
		11	291,270.0	13,380	16,025	2,645	3,640	0	0
		計	2,562,536.0	124,092	114,259	9,833	-	-	2,696
		期間中の事業に要する経費(D): 9,833千円 期間中の処理量合計から算出した限度額(E): 2,562,536.0kg*12.5円= 32,031千円 期間中の合計に基づく交付対象額(F): 9,833千円 期間中の合計に基づく負担金交付額: 9,833千円 * 1/4 = 2,458千円							
大田	水産	3	32,191.0	1,724	1,681	42	402	42	10
		4	29,879.0	1,809	1,573	235	373	235	58
		5	32,400.0	1,800	1,530	270	405	270	67
		6	31,590.0	1,826	2,372	545	394	0	0
		7	31,462.0	2,045	1,559	486	393	393	98
		8	32,139.0	1,807	1,801	5	401	5	1
		9	37,324.0	2,017	2,275	257	466	0	0
		10	37,618.0	1,912	2,274	361	470	0	0
		11	31,893.0	2,057	2,256	198	398	0	0
		計	296,496.0	17,002	17,324	322	-	-	237
	青果	3	6,651.0	402	586	184	83	0	0
		4	7,979.0	398	326	72	99	72	18
		5	9,027.0	406	396	9	112	9	2
		6	11,418.0	402	815	413	142	0	0
		7	12,642.0	409	477	68	158	0	0
		8	15,101.0	410	1,124	714	188	0	0
		9	14,758.0	409	683	273	184	0	0
		10	10,939.0	420	607	186	136	0	0
		11	6,350.0	421	347	200	79	0	0
		計	94,865.0	3,681	5,639	1,958	-	-	20

- (注) 1 限度額の基礎となる、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例に定める廃棄物処理手数料は、12.5円/kgである。
 2 交付対象額は、事業に要する経費と限度額を比較して、いずれか少額のものとする。

(支 出)

(3) 委託契約に当たり経費の積算を適正に行うべきもの

管理部は、食肉市場外3か所の警備委託契約(契約金額:1億290万円、契約期間:平成17.4.1~平成18.3.31)をBと、また、豊島市場外3か所の警備及び世田谷市場防災センター管理委託契約(契約金額:1億2,915万円、契約期間:平成17.4.1~平成18.3.31)をCと、それぞれ締結している。

ところで、この契約に係る関係書類を見たところ、委託経費の積算を誤ったため、表2のとおり、予定価格が合計で1,987万9,280円過大となっている。

部は、委託契約に当たり経費の積算を適正に行われたい。

(管 理 部)

(表2) 食肉市場外3か所の警備委託契約ほか1件の積算額の誤りによる予定価格の正誤表

(単位:円)

契 約 件 名	予 定 価 格		差 額	契 約 金 額
	誤	正		
ア 食肉市場外3か所の警備委託契約	168,963,982	159,109,381	9,854,601	102,900,000
イ 豊島市場外3か所の警備及び世田谷市場防災センター管理委託契約	157,921,869	147,897,190	10,024,679	129,150,000
合 計			19,879,280	

(注) 予定価格には消費税が含まれる。

ア 食肉市場外3か所の警備委託契約において、次のとおり、経費の積算を誤ったことから、積算額938万5,335円が過大となっている。

委託契約において、仕様書では、市場の休業日を除いた日数の警備とされているにもかかわらず、365日で積算を行ったため、積算額398万8,246円が過大となっている。

食肉市場における早朝・昼間15時間型の警備形態の委託経費の積算に当たり、不要な係数(15/8時間)を乗じて算出しているため、積算額539万7,089円が過大となっている。

イ 豊島市場外3か所の警備及び世田谷市場防災センター管理委託契約において、次のとおり、経費の積算を誤ったことから、積算額1,072万7,949円が過大となっている。

委託契約において、仕様書では、市場の休業日を除いた日数の警備とされているにもかかわらず、365日で積算を行ったため、積算額496万7,310円が過大となっている。

松原分場と足立市場は、同様の委託内容であるにもかかわらず、異なる方法で積算していることから、松原分場では、足立市場と比べて積算額が275万1,457円過大とな

っている。

世田谷市場防災センターでは、積算に当たって、仕様書と異なる人数及び日数で積算したことから、積算額300万9,182円が過大となっている。

(その他)

(4) 保護具の措置に関する事務を適正に行うべきもの

食肉市場の保護具の措置に係る事務について下記の状況が認められた。

ア 中央卸売市場は、職員を危険又は健康障害を及ぼすおそれのある作業に従事させる場合に、災害を未然に防止し、職員の身体及び生命を保護するため、市場内の各部署が措置しなければならない保護具とその標準使用期間等を具体的に定めている(東京都中央卸売市場労働安全衛生保護具措置基準(昭和56年管庶第943号)第2条)。

ところで、食肉市場は、表3のとおり、平成17年度において保護具を購入している(契約件数:22件、契約金額総額:7,585,187円)が、保護具の標準必要数(措置対象となる職員数に標準使用期間を乗じて算出した数)と当年度購入数に著しい乖離が生じている。

乖離が生じる理由は、標準使用期間など基準に示す措置内容について、昭和56年に基準が定められて以来、保護具の改良や作業環境の改善等に応じた必要な改定がされていないことによるものである。

市場は、保護具の標準必要数と当年度購入数に著しい乖離が生じている現状を踏まえて、基準と実際の必要に差異が生じていないか、実態を調査し、基準の改定を行われたい。

(表3) 保護具の標準必要数と購入の状況について(と畜解体の例)

保護具	標準使用期間 a	措置対象職員数 b	標準必要数 / 年 (注) a×b=c	当年度購入分 d	差 d-c	率 d/c	
手袋	16 双 / 年	281 人	4,496 双	300 双	4,196	6.7%	
保護衣	上衣	3 着 / 年	262 人	786 着	920 着	134	117.0%
	下衣	3 着 / 年	262 人	786 着	1,440 着	654	183.2%
前掛	2 着 / 年	262 人	524 着	600 着	76	114.5%	
腕力バー	2 着 / 年	262 人	524 着	1,401 着	877	267.4%	
保護眼鏡	1 個 / 年	262 人	262 個	1 個	261	0.4%	
保護帽	1 個 / 年	281 人	281 個	168 個	113	59.8%	
長靴	3 足 / 年	281 人	843 足	393 足	450	46.6%	

(措置基準に記載のない保護具)

足力バー	-	1 双	-
防塵マスク	-	240 個	-

(注) 標準必要数: 措置対象となる職員数に標準使用期間を乗じて算出した数

イ 保護具の管理については、「東京都労働安全衛生保護具措置規程」（昭和55年東京都訓令第46号）第16条で、保護具台帳（個人表及び総括表）により必要な記録を行うこととされているが、食肉市場は、と畜解体の作業を行っている職員について、規程に定める保護具台帳を作成しておらず適正でない。

市場は、職員の保護具の措置の状況を把握するために保護具台帳を作成されたい。

（食肉市場）

（その他）

（5）市場施設の使用に係る業者指導を徹底すべきもの

市場施設の使用については、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）第89条第2項で「市場施設は、その本来の用途以外の用途に使用してはならない。ただし、特別の理由により知事の承認を受けた場合は、この限りでない。」と規定している。

ところで、多摩ニュータウン市場における廃棄物の処理量について見たところ、表4のとおり、青果物の取扱量と比較して廃棄物が大量（平成17年3月～10月分219トン）に処理されており、このうち、89トン（41%）についてはトマトの廃棄物であることが確認された。

しかしながら、廃棄物として処理されたトマトは、市場取引から生じたものではなく、仲卸業者であるDが外部の業者から預り、市場の承認を受けずに市場の冷蔵倉庫で保管していたものであり、鮮度の低下等により市場内で廃棄処理されたものである。

市場は、市場施設の使用に係る業者指導を徹底されたい。

（多摩ニュータウン市場）

（表4）多摩ニュータウン市場における青果物取扱数量及び廃棄物の処理状況

（単位：トン）

項目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
取扱数量	1,947	1,900	1,859	1,957	2,166	2,093	2,302	2,253	16,480
廃棄物処理量	32	33	21	39	29	27	19	19	219
（廃棄トマト）	18	19	6	21	14	8	1	2	89

（注）市場では、廃棄物の処理量を取扱数量の0.7%（平成17年）と見込んでいる。

建設局

1 指摘事項

(歳入)

(1) 滞納に係る処理を適切に行うべきもの

都内の公園、庭園、動物園等では、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項の規定に基づき、設置・管理許可を受けた67か所の売店が営業を行っている。

ところで、この許可に伴う施設使用料の収入未済金について見たところ、東部公園緑地事務所が管理許可していた日比谷公園売店第2号(使用面積48.72m²)について、以下のとおり適切を欠く状況が認められた。

施設使用料(月額:256,300円)の支払いが、平成15年度第3四半期分から滞るようになった。所は、売店に出向いての催促や電話での催告などで回収に努めたとしているが、催告等についての記録がない。

公園施設管理許可書には、使用料の支払いなどの条件に違反した場合には管理許可を取り消すことができる旨記載されているが、所は、平成15年10月から平成17年6月までの間、施設使用料の支払いが無かったにもかかわらず、管理許可の取消の検討を行っていない。

所は、平成17年6月になって、平成16年度までの滞納分461万3,400円について分割納入申請(月額:3万円)を受理したが、滞納分のみの納入にとどまり、平成17年度分の施設使用料は引き続き未納となった。このため、監査日(平成18.2.13)現在、未納金は延滞金を含めて718万2,937円にのぼり、小規模個人再生手続が開始されたことにより、事実上回収不能の状態になっている。

このような状況は、所が、適時適切な対応を行っていなかったこと及び公園緑地部において滞納処理に関する事務指針を示すなど適切な指導を行っていなかったことから生じたものである。

所は、滞納処理を適切に行うとともに、部は、所に対する指導を適切に行われたい。

(公園緑地部)

(東部公園緑地事務所)

(歳入)

(2) 道路占用工事について

建設事務所は、東京都道路占用規則(昭和52年規則第132号)等に基づき、道路を占用して工事を行う水道・ガス・電気などの各事業者(以下「道路占用者」という。)が、工事完了後、道路を復旧した場合には、検査、立ち会いを行い、道路掘さく復旧工事監督事務費(以下「監督事務費」という。)を徴収している。

建設事務所では、道路占用者が提出するしゅん工届に基づき、監督事務費の算定及び調定を行っており、平成16年度における監督事務費調定額は、表1のとおりとなっている。

(表1) 平成16年度の監督事務費調定額

(単位:千円)

事務所名	金額
第一建設事務所	46,539
第二建設事務所	52,237
第三建設事務所	36,101
第四建設事務所	29,528
第五建設事務所	38,600
第六建設事務所	16,159
第七建設事務所	27,600
西多摩建設事務所	26,405
南多摩東部建設事務所	25,439
南多摩西部建設事務所	24,164
北多摩南部建設事務所	14,804
北多摩北部建設事務所	23,084
計	360,660

ア しゅん工届の速やかな提出に係る有効な方策を講じるべきもの

建設事務所は、しゅん工届の提出が遅れると、調定・収入が遅れることから、道路占用者に対する督促を行っているが、表2のとおり、しゅん工届5,939件中2,983件(50.2%)の提出が1か月以上遅れている状況となっている。

道路管理部は、しゅん工届の遅れについて、昭和58年度事務事業監査の指摘を受けて、各建設事務所に対して、道路占用者にしゅん工届の速やかな提出を指導するよう通知しており、この通知に基づき、各建設事務所では督促等の事務処理を行っているものの、その後の定例監査等においても、繰り返し指摘を受けてきたところである。

これは、部が、

しゅん工届の提出期限を定めていないなど、しゅん工届の提出を促すための方策をとっていないこと。

提出を督促すべき担当者・時期、督促経過の記録方法などを標準化するなど、しゅん工届を早期に提出させるために必要な事務処理手順を確立していないこと。

などしゅん工届を速やかに提出させるための方策を講じていなかったことによるものである。

部は、しゅん工届の速やかな提出に係る有効な方策を講じられたい。

(道路管理部)

(表2) しゅん工届の提出状況(平成17年度上半期分)

(単位:件)

事業所名	合計	提出までの期間						遅延が 1月以上 小計
		~1月	1~2月	2~3月	3~4月	4~5月	5月~	
第一建設事務所	716	337	82	70	63	46	118	379
	100%	47.1%	11.5%	9.8%	8.8%	6.4%	16.5%	52.9%
第二建設事務所	1,015	510	219	109	60	44	73	505
	100%	50.2%	21.6%	10.7%	5.9%	4.3%	7.2%	49.8%
第三建設事務所	674	311	107	74	55	32	95	363
	100%	46.1%	15.9%	11.0%	8.2%	4.7%	14.1%	53.9%
第四建設事務所	455	168	86	53	52	25	71	287
	100%	36.9%	18.9%	11.6%	11.4%	5.5%	15.6%	63.1%
第五建設事務所	702	426	135	60	29	28	24	276
	100%	60.7%	19.2%	8.5%	4.1%	4.0%	3.4%	39.3%
第六建設事務所	845	402	182	111	68	31	51	443
	100%	47.6%	21.5%	13.1%	8.0%	3.7%	6.0%	52.4%
西多摩建設事務所	214	98	79	21	4	9	3	116
	100%	45.8%	36.9%	9.8%	1.9%	4.2%	1.4%	54.2%
南多摩東部建設事務所	66	17	18	12	12	2	5	49
	100%	25.8%	27.3%	18.2%	18.2%	3.0%	7.6%	74.2%
南多摩西部建設事務所	258	228	20	6	3	0	1	30
	100%	88.4%	7.8%	2.3%	1.2%	0.0%	0.4%	11.6%
北多摩南部建設事務所	598	194	183	68	42	29	82	404
	100%	32.4%	30.6%	11.4%	7.0%	4.8%	13.7%	67.6%
北多摩北部建設事務所	396	265	53	44	20	6	8	131
	100%	66.9%	13.4%	11.1%	5.1%	1.5%	2.0%	33.1%
合計	5,939	2,956	1,164	628	408	252	531	2,983
	100%	49.8%	19.6%	10.6%	6.9%	4.2%	8.9%	50.2%

イ 監督事務費の算定方法を抜本的に見直すべきもの

部は、監督事務費の算定において、表3に例示する道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表のとおり、舗装の種類、厚さなどに応じた75工種について計528種類の単価を定め、これに、しゅん工図により算出した0.01m²単位の舗装面積、0.1m単位の舗装面の切断延長、側溝の復旧延長など、復旧規模を乗じて、監督事務費の金額を決定するものとしている。

これは、従来、道路占用工事の道路復旧を建設事務所が直接実施し、工事負担金と事務費を道路占用者から徴収するために、必要な工種を設定し、復旧規模を乗じて算定していたが、ほとんどの工事において道路占用者が道路の復旧を行うようになった現在も、従前の算定方法のまま事務費のみ徴収しているものである。

しかしながら、監督事務費は、監督にかかる事務に関する費用を徴するものであるが、その事務の内容は復旧工事後の立ち会いや検査などであって、工種や規模によって監督に要する時間が大きく変わるものではないにもかかわらず、監督事務費について、しゅん工図から舗装面積を0.01m²単位で算定するなど、必要以上に厳密な計算を行っているため事務処理が煩雑なものとなっている。

部は、監督事務費の算定方法を抜本的に見直されたい。

(道路管理部)

(表 3) 道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表 (一部を例示)

(単位 : 円)

歩車道別	工種			単位	徴収単価			
					A	B	C	D
車道	4	アスファルトコンクリート舗装	60型	1㎡につき	2,710	2,250	1,080	1,060
					3,770	3,070	1,070	1,030
車道	5	アスファルトコンクリート舗装	70型	1㎡につき	3,310	2,760	1,340	1,320
					4,610	3,760	1,320	1,280
車道	15	低騒音舗装	60型	1㎡につき	2,840	2,370	1,170	1,140
					3,930	3,210	1,170	1,120
歩道	34	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)		1㎡につき	710	610	610	610
					1,010	860	860	860
歩道	35	アスファルトコンクリート舗装 (透水性被覆用)		1㎡につき	140	110	110	110
					180	140	140	140
歩道	38	歩道インターロッキングブロック舗装(透水性)		1㎡につき	1,170	1,080	1,080	1,080
					1,560	1,430	1,430	1,430
その他	50	街きよ	155型	1mにつき	2,780	1,970	1,260	
					3,900	2,810	1,720	
その他	55	L形側溝		1mにつき	1,310	920	920	
					1,800	1,270	1,270	
その他	56	U形側溝		1mにつき	930	790	790	
					1,270	1,070	1,070	
その他	67	中央帯縁石		1mにつき	1,760	1,430	950	
					2,560	2,060	1,380	
その他	73	舗装版切断厚さ20センチメートル以下		1mにつき	50	40	40	
					60	50	50	

A : 掘削復旧面積が20平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が20メートルまでのもの

B : 掘削復旧面積が20平方メートルを超え500平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が20メートルを超え500メートルまでのもの

C : 掘削復旧面積が500平方メートルを超えるもので掘削復旧幅が3メートル未満のもの又は掘削復旧延長が500メートルを超えるもの

D : 掘削復旧面積が500平方メートルを超えるもので掘削復旧幅が3メートル以上のもの

それぞれの徴収単価の上段は昼間施工、下段は夜間施工の場合に適用する。

(歳 入)

(3) 電線共同溝整備に係る手続を適正に行うべきもの

道路管理者は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づき、電線共同溝(以下「共同溝」という。)を整備すべき道路として指定した道路(法第3条第1項)について、共同溝の占用予定者の意見を聞いて工事1件ごとに整備計画を定め、これに基づき共同溝の建設を行わなければならないとされている(法第5条第2項)。また、共同溝の占用予定者は、道路管理者が整備計画に応じて定める額の建設負担金を、道路管理者が定める期限までに納付しなければならないとされている(電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号)第4条第1項)。

ところで、第二建設事務所は、監査日(平成18.2.14)現在、表4の工事全件においてこの整備計画を定めていない。このため、該当工事の半数は工事が完了し、数ヶ月経過しているものの、いまだ共同溝の占用予定者が負担すべき建設負担金についても徴収できない状況となっている。

所は、共同溝整備に係る手続を適正に行われたい。

(第二建設事務所)

(表 4) 電線共同溝整備工事一覧

工 事 の 名 称	工 事 期 間	占用業者	建設負担金合計
電線共同溝設置工事(7-3)	平成16.8.23から平成17.7.20まで	Aほか4社	220万円
街路築造工事(16七-環5の1広尾)	平成16.9.21から平成17.10.18まで	Aほか5社	311万円
街路築造工事(16七-放3等々力の2)	平成16.10.4から平成17.7.15まで	Aほか3社	158万円
交差点改良工事(16七-すいすい駒澤大学前)	平成16.10.25から平成17.7.29まで	Aほか4社	105万円
街路築造工事(17二-補46小山台)	平成17.5.23から平成17.8.1まで	Aほか4社	12万円
電線共同溝設置工事(2-1)	平成17.8.1から平成18.3.31まで	Aほか5社	208万円
街路築造工事(17二-補27大森西)	平成17.9.5から平成18.3.31まで	Aほか4社	170万円
街路築造工事(17二-環5の1広尾)	平成17.9.16から平成18.3.13まで	Aほか6社	62万円
街路築造工事(17二-放23北沢)	平成17.10.3から平成18.3.9まで	Aほか6社	102万円
電線共同溝設置工事(17二-2)	平成17.10.17から平成18.3.15まで	Aほか8社	222万円
合 計			1,570万円

港 湾 局

1 指 摘 事 項

(財 産)

(1) 旧事務室の有効活用策を早急に検討すべきもの

大井ふ頭セントラルビル(地上4階建)は、港湾局と東京港港湾運送事業協同組合(以下「協同組合」という。)との合築により昭和63年に建設した建物で、1階が局、2階から4階までが協同組合の区分所有施設となっている。

1階の一部は、平成16年3月末まで、東京港管理事務所の大井ふ頭係事務室(約164㎡、以下「旧事務室」という。)として使用していたが、平成16年4月の組織改正により、同係が品川の南部地区ふ頭係へ統合されたため、空室となった。

しかしながら、2年以上空室のまま、有効活用策が検討されておらず適切でない。

所は、旧事務室の有効活用策を早急に検討されたい。

(東京港管理事務所)

東京消防庁

1 指摘事項

(財産)

(1) 重要物品の管理等を適正に行うべきもの

東京消防庁(以下「庁」という。)は、重要物品(取得価格が100万円以上の物品)として、9,435点(平成17年3月31日現在)を保有している。重要物品は、物品管理規則第26条により物品の状況を確認すること、第60条により毎年度検査をすることとしている。

ところで、庁の本庁各部及び10署の重要物品1,703点について、関係書類及び現物の確認(900点)を行ったところ、監査日(平成18.2.6)現在、表1のとおり、管理が適正でないものが認められた。

重要物品は、平成18年度からの新たな公会計制度の開始に伴い、固定資産として管理されることとなっており、適正に管理を行い使用することが重要である。

部は、重要物品の管理等を適正に行うよう、各部署を指導されたい。

(総務部)

(表1) 管理が適正でない重要物品

項 目	点 数	取得金額(円)
台帳と現物の所在が違っているもの	80	228,908,388
過年度及び今年度に廃棄等を行っているにもかかわらず、物品管理システムの入力を行っていないもの	21	62,566,211
過年度に廃棄しているにもかかわらず、廃棄の決定を行っていないもの	1	1,400,800
前年度に購入設置した物品の使用開始が遅延したもの	2	4,550,000
合 計	104	297,425,399

交 通 局

1 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 事故賠償金に係る債権管理を適正に行うべきもの

電車部及び自動車部は、事業運営において発生した車両事故の処理について、事故発生の初期対応から示談までを事業所が行い、この処理に伴う事故賠償金については、示談成立後、部が事業所からの依頼により調定及び収納を行うこととしている。また、滞納等が発生した場合における督促などについては、事業所に行わせている。

ところで、事故賠償金の債権管理について見たところ、次のような問題点が認められた。

- ア 電車部は、相手方が局と事故賠償金を分割納付する旨の示談書を取り交わした案件について、示談成立時に事故賠償金の全額を調定すべきものであるにもかかわらず、これを行っていない。このため、表1のとおり、滞納額等(169万9,750円)が未収金に計上されておらず、簿外の管理となっており、事故賠償金に係る会計処理が適正に行われていない。
- イ 自動車部は、各自動車営業所に対し、解決に至らなかった事故について、その処理状況を年度末に報告させている。しかしながら、部では、この報告により、営業所が、事故処理及び債権管理の基礎資料となる事故発生からの交渉経過等の記録を作成していない、損害賠償を請求すべき案件について、表2のとおり、相手方が保険会社等で連絡可能な対象であっても、適切な交渉を行っていないことが把握できたにもかかわらず、営業所に対して事務処理を適切に行うよう指導していない。

両部は、事故賠償金に係る債権管理を適正に行われたい。

(電 車 部)

(自 動 車 部)

(表 1) 滞納額が未収金に計上されていない事例 (電車部)

(平成 1 8 年 3 月 3 1 日 現 在、 単 位 : 円)

事業所名	事故発生日	示談日	賠償金額	支払条件	収納状況	収納済額	滞納額等
新橋駅務管理所	平成 13.8.6	平成 14.1.29	439,975	19,975(H14.2) 20,000×21回 (H14.3~H15.11)	平成 16.12.14 に 14 回分を収納	279,975	160,000
大門駅務管理所	平成 17.2.19	平成 17.10.31	728,825	328,825(H17.12) 20,000×20回 (H18.1~H19.8)	328,825×1回 及び 20,000×4 回まで収納	428,825	320,000
荒川電車営業所	平成 11.5.20	平成 13.4.23 裁判和解通知	9,759,750	300,000×32回 (H13.5~H15.12) 159,750(H16.1)	平成 15.11.11 に 27 回分を収納	8,100,000	(注) 1,659,750
荒川電車営業所	平成 17.1.1	平成 17.3.1	178,692	18,692(H17.3) 10,000×16回 (H17.4~H18.7)	平成 17.3.1 に 18,692 円収納	18,692	160,000
合 計							2,299,750

(注) 滞納額等 1,659,750 円うち、60 万円は未収金として計上されているため、未計上額は 1,699,750 円となる。

(表2) 適切な交渉を行っていない事例(自動車部)

(単位:円)

事業所名	事故発生日	最終交渉日	交渉の相手方	過失割合見込	局の損害額
深川自動車営業所	平成 14.7.24	記録なし	保険会社	3割以下	180,547
深川自動車営業所	平成 14.8.14	記録なし	個人	3割以下	154,053
北自動車営業所	平成 14.5.23	平成 14.5(日付不明)	個人	2~3割	24,980
北自動車営業所	平成 14.9.21	平成 14.9(日付不明)	保険会社	2割以下	29,607

(2) 商品販売収入に係る現金の取扱いを適正に行うべきもの

自動車部は、Aが作成した東京都交通局ロイヤリティ商品(以下「商品」という。)の販売を受託するため、「東京都交通局ロイヤリティ商品販売の受委託に関する契約(平成17年6月15日)」をAと締結し、部が営業所等で販売し、売上金額の一定割合を販売手数料とするとしている。部は、この販売金額について、平成17年8月1日付けの事務連絡により、営業所において販売した販売金額のうち、販売手数料分は「雑入」で収入計上し、販売手数料分を除く販売金額は、部へ送付し、部がAへ納付することとしている。

しかしながら、販売手数料分を除く販売金額(平成17年度:29万6,520円)については、「預り金」に計上しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。このため、部は、送付された販売手数料分を除く販売金額を現金出納簿に計上しておらず、簿外の管理となっており、適正でない。

部は、商品販売収入に係る現金の取扱いを適正に行われたい。

(自動車部)

(3) 都電荒川線の収入金の管理を適正に行うべきもの

荒川電車営業所(以下「営業所」という。)では、都電荒川線を運行しており、都電の料金箱(1車両2箱)には、1箱当たり1万4,250円(500円硬貨×4枚、100円硬貨×100枚、50円硬貨×25枚、10円硬貨×100枚)のつり銭をあらかじめ投入しているが、10円硬貨が不足するケースが多いため、料金箱補充用つり銭として8万円(10円硬貨×8,000枚、以下「補充用つり銭」という。)を営業所に用意している。この補充用つり銭の取扱手順は、図1のとおりとなっており、乗務員は、補充用つり銭を500円(10円×50枚)1単位として持ち出し、料金箱に補充し、残額がある場合には営業所へ返却することとしている。

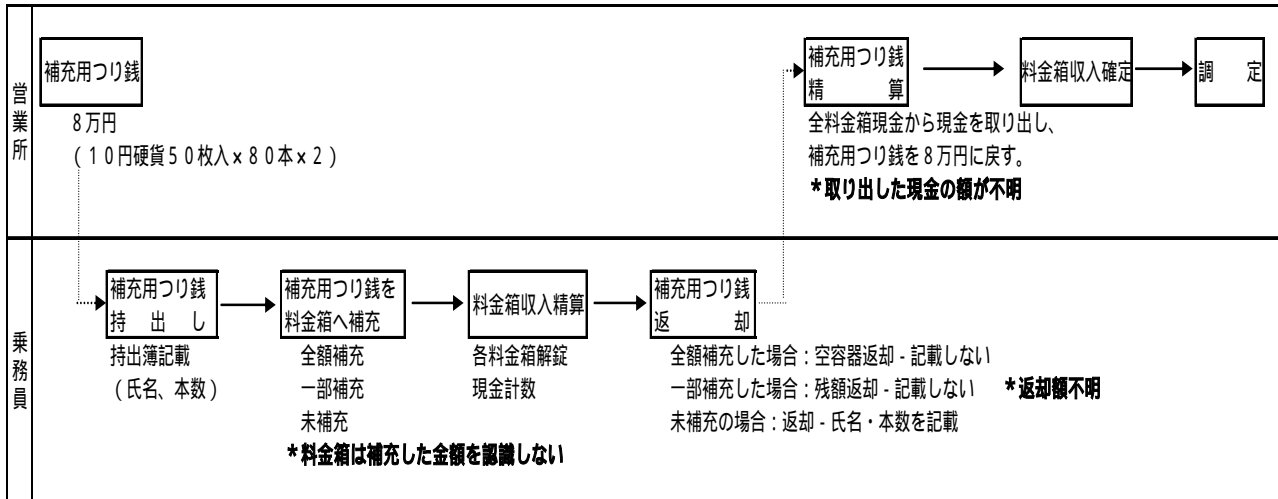
ところで、この補充用つり銭の取扱いについて見たところ、営業所では、乗務員の返却した金額を確認していないため、つり銭として補充された金額が明らかでない、料金箱にある

現金の額を料金箱収入として調定する前に、その一部を補充用つり銭の精算として取り出しているため、料金として実際に収入された額がわからない状況となっており、その取扱いが適正でない。

所は、収入金の管理を適正に行われたい。

(荒川電車営業所)

(図 1) 補充用つり銭の取扱手順



水 道 局

1 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 水道料金及び下水道料金の減免を適正に行うべきもの

局は、街頭又は公園等に設置され公衆の用に供されている街頭便所、公衆水飲栓及び噴水泉池の水道料金及び下水道料金について、当該設備の管理者からの減額申請に基づき、料金の減額を行っている（東京都給水条例第30条第1項、東京都下水道条例第20条第1項、東京都水道局営業事務取扱手続）。

ところで、練馬東営業所において水道料金及び下水道料金の減額を行っている施設・設備の水道使用量についてみたところ、練馬区立旭丘なかよし緑地における公衆水飲栓の使用量が、表1のとおり、夏期に大幅に増加していることが認められた。

この使用量の大幅な増加は、平成16年度に親水用施設（通称：ジャブジャブ池）が新たに設置され、公衆水飲栓とメーターを共有していることによる。

親水用施設は、水道料金及び下水道料金の減額の対象とならないが、所はその使用量を含めて減額の対象としており適正でない。

所は、水道料金及び下水道料金の減免を適正に行われたい。

（ 練馬東営業所 ）

(表1) 練馬区立旭丘なかよし緑地使用水量の推移

(単位：m³、円)

検 針 月 分	水 量	減額前合計金額	減額後合計金額	減額分合計金額
平成16年 4月、平成16年 5月	4	4,368	4,368	0
平成16年 6月、平成16年 7月	5	4,368	4,368	0
平成16年 8月、平成16年 9月	2,037	1,342,655	673,509	669,146
平成16年10月、平成16年11月	14	4,368	4,368	0
平成16年12月、平成17年 1月	3	4,358	4,358	0
平成17年 2月、平成17年 3月	1	4,242	4,242	0
平成17年 4月、平成17年 5月	2	4,242	4,242	0
平成17年 6月、平成17年 7月	9	4,242	4,242	0
平成17年 8月、平成17年 9月	325	144,584	74,412	70,172
平成17年10月、平成17年11月	2	4,242	4,242	0
平成17年12月、平成18年 1月	2	4,242	4,242	0
平成18年 2月、平成18年 3月	0	4,242	4,242	0
合 計		1,530,153	790,835	739,318

(注) 1 料金には下水道利用料金が含まれている。

2 水道料金が、平成17年1月に改定されている。

3 1ヶ月当たり、水道使用量5m³（平成17年1月料金改定以前は10m³）まで、下水道使用料8m³までは基本料金のみである。

4 減免される額は、従量料金の1/2（1円未満の端数切り上げ）に1.05を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）である。

(支 出)

(2) 公園占用許可申請に際し、減免申請を適切に行うべきもの

南部第一支所(以下「所」という。)は、大田区(以下「区」という。)内において、所が区立公園の敷地を占用して配水管、立坑等の水道施設を設置する場合は、区から敷地の占用許可を受けるとともに、区立公園条例第20条及び区立公園条例施行規則第16条に基づき占用料の全額免除を受けている。

しかしながら、区立池上梅園に設置された水道施設(水道管、立坑鉄蓋等)の占用については、占用料の減免申請を提出していないため、減免対象であるにもかかわらず、表2のとおり占用料(約200万円)を支出していることが認められた。

所は、減免対象となる施設を正確に把握し、減免申請を適切に行われたい。

(南部第一支所)

(表2) 池上梅園年度別支払占用料

(単位:円)

年 度	使 用 料	備 考
平成17年度	535,008	
平成16年度	535,008	平成16年度に占用料が改定された。
平成15年度	533,448	
平成14年度	533,448	
平成13年度	44,454	一月分(3月)の占有料(平成14年3月に下水道局から大田区へ土地を売却)
合 計	2,181,366	

下 水 道 局

1 指 摘 事 項

(支 出)

(1) 薬品購入の契約手続きを適正に行うべきもの

各管理事務所における薬品購入の契約手続きについて見たところ、以下のとおり適正でない事例が認められた。

ア 東部第一管理事務所（以下「管理事務所」という。）では、有明水再生センター（以下「センター」という。）における下水処理工程で使用する酢酸（工業用68%）を表1のとおり購入している。

ところで、各購入契約を見たところ、薬品を実際に使用するセンターと契約事務を行う管理事務所との間で、契約状況についての連絡が不十分であったため、契約手続きが完了する前に発注、納品が行われていることが認められた。

（表1）酢酸の購入状況

契 約 年 月 日	購 入 量 (t)	購 入 金 額 (円)	運搬認票に示された 納品年月日
平成17. 4. 28	2. 04	257, 040	平成17. 4. 25
平成17. 5. 18	3. 17	399, 420	平成17. 5. 9
平成17. 6. 15	3. 08	388, 080	平成17. 5. 23
平成17. 8. 22	3. 07	386, 820	平成17. 8. 17
平成17. 10. 19	6. 12	771, 120	平成17. 9. 29 及び17. 10. 6
平成17. 10. 31	3. 08	388, 080	平成17. 10. 20
平成17. 11. 18	3. 07	386, 820	平成17. 11. 9
平成17. 12. 21	3. 07	386, 820	平成17. 11. 30

（注）運搬認票とは、センターで納品物の検量を行った際に出力される帳票である。

イ 下水道局契約事務規程（昭和41年局管理規程第33号）第33条第2号では、物品の購入にかかる随意契約は、予定価格が160万円を超えない場合に行うことができるとされている。

ところで東部第二管理事務所では、小菅及び葛西水再生センターの下水処理工程で使用するポリ塩化アルミニウムの購入について、Aを相手方として随意契約を締結している（契約期間：平成17. 4. 1～平成18. 3. 31、契約単価：31, 500円/t）。

しかしながら、本件契約の予定価格は、464万3,100円であることから、競争入札により契約の相手方を決定すべきである。

各所は、薬品購入の契約手続きを適正に行われたい。

(東部第一管理事務所)

(東部第二管理事務所)

(支 出)

(2) 契約に係る予定単価の積算を適切に行うべきもの

業務部では、動力式井戸揚水能力測定作業委託について、Bと特命随意契約を締結している(契約期間：平成17.4.1～平成18.3.31、契約単価：7,100円、予定総額10,437,000円)が、この単価の積算について見たところ、Bから徴取した下見積りに示された単価を検証せずにそのまま設計単価として用いていること、積算に用いられている人件費(3,210円)は、局の積算基準における労務単価を用いて試算した場合の額(2,440円)を上回るものとなっていることが認められ、適切ではない。

部は、契約に係る予定単価の積算を適切に行われたい。

(業 務 部)

教 育 庁

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) 産業廃棄物に係る事務処理を適正に行うとともに、部は、各学校に対する指導を徹底すべきもの

学務部は、各学校に対して、産業廃棄物の処理等に係る委託契約について、各学校から排出された産業廃棄物が、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、中間処理や最終処分が適正に行われたこと及び産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）が使用されていることを確認するよう指導している。

ところで、各学校の産業廃棄物に係る事務処理について見たところ、表1のとおり、マニフェストの写が各学校に提出されておらず、産業廃棄物が適正に処理されたことが確認できないなど、不適正な事例が見受けられた。

各学校は、産業廃棄物に係る事務処理を適正に行うとともに、部は、各学校に対する指導を徹底されたい。

(板橋高等学校)

(赤羽商業高等学校)

(城東高等学校)

(武蔵村山高等学校)

(第五商業高等学校)

(村山養護学校)

(府中朝日養護学校)

(学 務 部)

(表1) 産業廃棄物の処理状況

校名及び件名及び契約期間		契約先及び契約金額	主な廃棄物	内容
1	板橋高等学校 プール循環浄化装置修理 平成17.4.25～平成17.5.9	A 409,500円	フィルター	受領したmanifestの写には、最終処分場所の記載が別紙Aとあるが、別紙Aが提出されていないため、最終処分場所を確認していない。
	赤羽商業高等学校 プールサイド壁面補修工事 平成18.2.16～平成18.3.27	B 989,100円	廃プラスチック類	manifestの写が提出されていないため、最終処分場所を確認していない。
3	城東高等学校 昇降口前通路外改修工事 平成17.12.19～平成18.1.13	C 467,250円	コンクリート塊	manifestの写が提出されていないため、最終処分場所を確認していない。
	武蔵村山高等学校 部室棟屋上防水工事 平成17.12.12～平成18.3.3	D 12,637,600円	廃プラスチック類、 金属くず	manifestの写が提出されていないため、最終処分場所を確認していない。
5	武蔵村山高等学校 柔道場畳入れ替え工事 平成17.12.12～平成17.12.27	E 2,444,715円	廃プラスチック類	manifestの写が提出されていないため、最終処分場所を確認していない。
	第五商業高等学校 グリストラップ清掃委託 平成18.3.15～平成18.3.27	F 31,500円	汚泥	収集運搬業許可証の写が提出されていないため、適法な許可を有しているかを確認していない。また、manifestの写が提出されていないため、最終処分場所を確認していない。
7	村山養護学校 厨房給湯器交換工事 平成17.8.15～平成17.8.25	G 770,700円	金属くず	manifestの写が提出されていないため、最終処分場所を確認していない。
	府中朝日養護学校 調理器外1点の購入 平成17.5.16～平成17.6.27	H 1,123,500円	金属くず	manifestの写が提出されていないため、最終処分場所を確認していない。

(2) 解体工事に係る事務処理を適切に行うべきもの

学務部は、平成17年3月31日をもって廃止された東京都府中青年の家の建物を解体し、土地を原状回復した後、所有者の府中市及び国に返還するため、「旧東京都府中青年の家解体工事」契約をJと締結している（契約金額：4,035万3,600円、契約期間：平成17.9.9～平成17.12.20）。

一方、生涯学習スポーツ部は、当該施設の解体工事が始まるまでの期間について、「機械警備委託」契約をKと締結している（契約金額：210万円、契約期間：平成17.4.1～平成17.8.31）。

ところで、解体工事に係る事務処理を見たところ、学務部は、同年9月1日から工事に着手できたにもかかわらず、起工書の起案時に、工事の入札日程を錯誤したことにより、契約締結に遅れが生じ、工事着手を同年9月9日以降に行ったことが認められた。

その結果、機械警備委託契約の期間延長（9月1日から9月9日まで）が必要となり、9日分の契約金額139,650円が不経済支出となっている。

部は、解体工事に係る事務処理を適切に行われたい。

（学務部）

（3）健康診断に係る契約手続を適正に行うべきもの

福利厚生部は、東京都立学校職員健康管理規則（平成3年教育委員会規則第40号）に基づき、女性職員の特別健康診断を行うため、「都立学校教職員女性検診委託（単価契約）」契約をLと特命随意契約により締結している（契約金額：1,988万1,960円、契約期間：平成17.6.13～平成18.3.31）。

ところで、検査結果に係る請求内容を見たところ、表3のとおり、第1回の超音波検査が、契約予定件数の250件を超過し、257件実施していることが見受けられた。

これは、部が、契約予定件数に達した時点で契約変更を行うべきであったにもかかわらず、これを行っていなかったことによるものである。

また、部は、第2回の超音波検査全件（103件）について、実際には検査を行っていない乳頭分泌液細胞診を行ったとして、近似の金額となるよう振り替え（157件）X線検査（2方向）56件のうち46件についても、契約予定件数を超えないよう、実際には検査を行っていないX線検査（1方向）に92件として振り分けるなど、不適切な事務処理をしていることが認められた。

この結果、部は、実際の検査実績に基づかない支払いを行っている。

部は、健康診断に係る契約手続を適正に行われたい。

（福利厚生部）

(表3) 都立学校教職員女性検診委託に係る検査結果の状況

乳房検査第2次 検査項目	契約予定 件数	単 価	第1回	第2回	計	金 額
X線検査 (1方向)	250件	1,200円	0件	92件	92件	110,400円
			0件	0件	0件	0円
X線検査 (2方向)	250件	2,400円	238件	10件	248件	595,200円
			238件	56件	294件	705,600円
乳頭分泌 液細胞診	250件	3,020円	0件	157件	157件	474,140円
			0件	0件	0件	0円
超音波検査	250件	4,590円	257件	0件	257件	1,179,630円
			257件	103件	360件	1,652,400円
計						2,359,370円
						2,358,000円

(注) 1 上段は、検査実績に基づかずに計上した件数である。下段は、検査実績に基づき計上した件数である。

2 単価は、消費税を含まない金額である。

警 視 庁

1 指 摘 事 項

(財 産)

(1) 公有財産の記録管理を適正に行うべきもの

総務部は、西が丘庁舎の改築工事について、平成15年10月に建築工事を着工し、その後、昇降機設備、給排水衛生設備、空調設備、電気設備等に係る設備工事を施工し、平成18年2月13日にしゅん工した。

ところで、公有財産台帳を見たところ、当該建物は、建築工事及び設備工事に係る取得価格として23億1,112万4,610円としなければならないにもかかわらず、建築工事に係る取得価格を計上しなかったため、平成17年度末残高が7億4,981万4,176円となっており、15億6,131万434円過小となっていることが認められた。

部は、公有財産の記録管理を適正に行われたい。

(総 務 部)

(2) 重要物品の記録管理を適正に行うべきもの

生活安全部は、地域の防犯対策のため、「街頭防犯カメラシステム設置工事(上野2丁目地区)」契約(契約金額:1億3,198万5,000円、契約年月日:平成17年10月5日、工期:平成18年2月10日まで)をAと締結し、「街頭防犯カメラシステム増設・移設工事(新宿区歌舞伎町地区)」契約(契約金額:6,944万7,000円、契約年月日:平成17年12月6日、工期:平成18年3月10日まで)をBと締結し、それぞれの工事で取得した100万円以上の物品を重要物品として管理している。

ところで、物品管理者別物品一覧表(重要物品)を見たところ、

部は、落札価格を予定価格で除して落札率を算出し、各物品の積算金額にこれに乗じて取得価格を算出することとしているが、誤って、積算に当たり参考とした見積書の金額に乗じている。

アダプターの取得価格は、22万2,594円であるにもかかわらず、誤って、他の項目の価格366万447円としている。

この結果、表1のとおり、1,124万6,608円が過大に計上されている。

部は、重要物品の記録管理を適正に行われたい。

(生活安全部)

(表1)重要物品取得価格の正誤表

取得原因	品名	取得価格(円)		差異(円)	備考
		正(A)	誤(B)	(B-A)	
上野2丁目地区工事	箱開閉器	3,752,235	4,169,151	416,916	指 摘 文
	制御装置6点	27,778,179	30,864,645	3,086,466	
	ディスクコダ-3点	8,944,281	9,938,091	993,810	
	ビデオカメラスイッチャ-	3,810,410	4,233,789	423,379	
	テロップ装置	3,734,056	4,148,951	414,895	
	機器取付架台	2,181,532	2,423,925	242,393	
歌舞伎町地区工事	箱開閉器5点	6,455,245	7,172,495	717,250	
	アダプター	3,116,326	3,462,585	346,259	
	ディスクコダ-	4,006,705	4,451,895	445,190	
	ビデオカメラスイッチャ-	4,897,084	5,441,205	544,121	
	テロップ装置	1,602,682	1,780,758	178,076	
	アダプター	222,594	3,660,447	3,437,853	
合計金額		70,501,329	81,747,937	11,246,608	

<別表1> 実地監査期間一覧

局 名	実地監査期間
知事本局	平成18年4月14日及び同月17日
青少年・治安対策本部	平成18年4月19日及び同月21日
総務局	平成18年5月19日から同年6月2日まで (ただし、八丈支庁は、平成18年6月19日から同月21日まで)
財務局	平成18年4月17日から同月25日まで
主税局	平成18年2月2日から同月28日まで
生活文化局	平成18年2月2日から同月17日まで
都市整備局	平成18年4月13日から同年5月24日まで
環境局	平成18年4月10日から同月19日まで
福祉保健局	平成18年5月26日から6月23日まで (ただし、島しょ保健所八丈出張所は、平成18年6月23日)
病院経営本部	平成18年5月8日から同月19日まで
産業労働局	平成18年6月1日から同月27日まで
中央卸売市場	平成18年1月12日から同年2月7日まで
建設局	平成18年2月9日から同年3月1日まで
港湾局	平成18年4月13日から同年5月12日まで
出納長室	平成18年4月12日から同月18日まで
東京消防庁	平成18年1月26日から同年2月6日まで
交通局	平成18年4月13日から同年5月12日まで
水道局	平成18年2月13日から同年3月20日まで
下水道局	平成18年1月12日から同年2月7日まで
教育局	平成18年5月19日から同年6月16日まで(ただし、八丈高等学校は平成18年6月22日、八丈出張所は同年6月23日)
警視庁	平成18年4月14日から同年5月10日まで (ただし、八丈島警察署は、平成18年6月23日)
選挙管理委員会事務局	平成18年2月28日
人事委員会事務局	平成18年3月16日
監査事務局	平成18年3月10日
労働委員会事務局	平成18年2月24日
収用委員会事務局	平成18年2月27日
議会局	平成18年3月9日及び同月10日

<別表2> 監査実施箇所一覧

実地監査場所 局 名	本 庁	事 業 所
知 事 本 局	秘書部、政策部、企画調整部	-
青少年・治安対策本部	青少年育成総合対策部	-
総 務 局	総務部、行政改革推進部、IT推進室、首都大学支援部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、勤労部、法務部、統計部、人権部	公文書館、職員研修所、八丈支庁
財 務 局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	-
主 税 局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	千代田・中央・文京・台東・墨田・品川・渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子各都税事務所、青梅・町田各都税支所、品川・足立・多摩各自動車税事務所
生 活 文 化 局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ
都 市 整 備 局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部	第一・第二各区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部・西部各住宅建設事務所
環 境 局	総務部、都市地球環境部、環境改善部、自動車公害対策部、自然環境部、廃棄物対策部	環境科学研究所、多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所
福 祉 保 健 局	総務部、指導監査室、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全室	監察医務院、府中・板橋各看護専門学校、西多摩・町田・多摩府中・多摩小平各保健所・島しょ保健所八丈出張所、西多摩福祉事務所、板橋・東村山各ナーシングホーム、東村山老人ホーム、老人医療センター、萩山実務学校、誠明学園、女性相談センター、児童相談センター、北・立川・杉並・小平・八王子・足立・世田

(福 祉 保 健 局)		谷各児童相談所、心身障害者福祉センター、生活実習センター、武蔵野・青梅・八王子各福祉作業所、北療育医療センター、北療育医療センター城北分園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、健康安全研究センター、市場・芝浦食肉各衛生検査所
病 院 経 営 本 部	経営企画部、サービス推進部	広尾・大塚・駒込・豊島・墨東・府中・神経・清瀬小児・八王子小児・松沢・梅ヶ丘各病院
産 業 労 働 局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	品川・大田・板橋・江戸川・赤羽・足立・立川・亀戸・八王子・府中各技術専門学校、東京障害者職業能力開発校、島しょ農林水産総合センター、農業振興・森林各事務所、労働相談情報センター及び池袋・亀戸・国分寺各事務所
中 央 卸 売 市 場	管理部、事業部	築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・多摩ニュータウン・葛西各市場
建 設 局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、公園緑地部、河川部	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部・新交通各建設事務所、土木技術研究所、東部・西部公園緑地事務所、恩賜上野動物園、多摩動物公園、江東治水事務所
港 湾 局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	東京港管理事務所、東京港防災事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所
出 納 長 室	出納長室	-
東 京 消 防 庁	総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、指導広報部、装備部	消防学校、消防科学研究所、第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、臨港・赤坂・大井・大森・玉川・目黒・豊島・赤羽・板橋・中野・尾久・西新井・小岩・本田・

(東 京 消 防 庁)		調布・武蔵野・北多摩西部・東村山・秋川・福生各消防署
交 通 局	総務部、職員部、資産運用部、自動車部、電車部、車両電気部、建設工務部	荒川電車営業所、新橋・巣鴨・都庁前・上野御徒町各駅務管理所、品川・渋谷・小滝橋・大塚・巣鴨・千住・南千住・江東各自動車営業所、馬込・志村・大島各車両検修場、志村・木場各保線管理所
水 道 局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部 ＜多摩水道改革推進本部＞ 調整部、施設部	中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部各支所、千代田・文京・台東・江東・江戸川北・荒川・葛飾・新宿・杉並東・杉並西・大田北・品川・世田谷西・渋谷練馬東・練馬西・板橋南各営業所、多摩ニュータウン水道事務所、研修開発センター、お客さまセンター、水運用センター、水質センター、水道特別作業隊、水源管理事務所、村山山口・小河内各貯水池管理事務所、東村山・玉川・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・小作・砧・長沢・三郷・三園各浄水場、東部・西部各建設事務所
下 水 道 局	総務部、職員部、経理部、業務部、計画調整部、施設管理部、建設部 ＜流域下水道本部＞ 管理部、技術部	中部・北部第一・北部第二・東部第一・東部第二・西部第一・西部第二・南部各管理事務所、森ヶ崎・芝浦・三河島・中川・みやぎ・砂町・有明・小菅・葛西・落合・新河岸・北多摩一号・北多摩二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター、中部・南部・北部各建設事務所、南部スラッジプラント
教 育 庁	総務部、学務部、人事部、福利厚生部、指導部、生涯学習スポーツ部	多摩教育事務所、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、雪谷・田園調布・六郷工科・鮫洲工業・駒場・新宿・青山・世田谷泉・小石川工業・富士・豊多摩・杉並・杉並総合・第四商業・板橋・志村・大山・高島・桐ヶ丘・赤羽

(教 育 庁)		商業・千早・王子工業・上野・淵江・足立東・足立新田・荒川工業・両国・墨田川・城東・小松川・大江戸・農産・日野・日野台・町田・忠生・成瀬・小川・山崎・立川・北多摩・砂川・武蔵村山・多摩・上水・田無・小金井工業・府中西・永山・第五商業・農業・八丈各高等学校、葛飾盲学校、立川ろう学校、光明・城北・村山・府中・多摩・あきる野学園・高島・調布・中野・清瀬・府中朝日・武蔵台各養護学校、八丈出張所
警 視 庁	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	万世橋・愛宕・高輪・東京水上・荏原・池上・世田谷・碑文谷・原宿・四谷・高井戸・本富士・下谷・蔵前・千住・綾瀬・本所・葛飾・小松川・小平・三鷹・青梅・八王子・王子・八丈島各警察署
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	-
人事委員会事務局	任用公平部、試験室	-
監 査 事 務 局	監査事務局	-
労働委員会事務局	労働委員会事務局	-
収用委員会事務局	収用委員会事務局	-
議 会 局	管理部、議事部、調査部	-

平成18年度
登録第11号

平成18年各会計定例監査（平成17年度執行分）報告書
平成18年9月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5321)1111(代)
都庁内線55-531
03(5320)7017(直通)
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印刷 株式会社 イマイシ
電話 03(3848)1311(代)

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。